

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	45	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長が辞職した場合、補欠の教育長の任期を3年確保することができない状況である。

【制度改正の必要性】
平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。

また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。

現状、当市教育委員会において、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまう状況である。

以上により、身分保障のある教育長の選任に当たっては、一度の議会の同意で3年間の任期を保証すべきであるが、教育長が辞職した場合等にその残任期間をもって補欠の者を選任することが義務付けられている規定が支障となり、地方公共団体は適切な時期に適格な教育長を選任することができない。

【支障の解決策】
このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書の補欠の教育長の残任期間の規定を削除し、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育長の任期の残任期間の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすることで、3年の任期が確保された中で計画性をもって職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年6月 30 日法律第 162 号)第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市

○当市では、平成 31 年3月末に教育長が任期途中で退任したため、3月市議会定例会で議会の承認を経て、4月1日に新しい教育長が就任した。新しい教育長の任期は前任者の残任期間とされているため、前教育長の任期が同年9月末であったことから、再度9月市議会定例会に同一人物の人事案件を上程する必要が生じた。短期間のうちに、残任期間を理由に二度同じ人事案件を議会に上程することは、事務上は必要であるものの、市民感覚で理解することは難しい。

各府省からの第 1 次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の制度では、教育長が任期途中で辞職等により欠けた場合、後任者は前任者の残任期間を任期として任命される。これは、教育委員会の合議制としての安定性・中立性を確保するため、委員の任期が重ならないよう、配慮された仕組みに基づいている。しかし、教育長の任期は3年、他の委員の任期は4年と異なっており、任期の重複を避けるよう配慮する必要があるのは他の委員に限られるのではないかと考えられる。このことから、教育長の任期については他の委員の任期と調整をする必要性は低いため、補欠任用時に任期を前任者の残任期間とする必要はないのではないかと。

また、教育長は他の委員と異なり、教育行政を統括する実務責任者であり、職責の継続性と安定性が特に求められる。補欠として短い任期での任命が繰り返されることは、教育行政の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるほか、住民目線では理解できないこともあり、制度を見直す必要性があるのではないかと。

したがって、教育長については補欠任用時に前任者の残任期間とするのではなく、新たに3年の任期を付与できるように、制度の見直しを検討すべきではないかと。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【一宮市】

現在の教育委員会制度では、教育長は、直接議会の同意を得て、市長が任命すること、かつ任期も4年から3年となり任期が異なることから、旧制度のような教育長も教育委員の一員であり、教育委員会の急激な方針変更にならないよう、教育委員の一斉交代を避けるため、任期に配慮するといったことができない状態となっている。現状の制度でも教育長と委員が同時に交代することはあり得るため、本提案による見直しにより、憂慮すべき影響があるとは思われない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

教育長と委員は異なる職であり、教育長の任期は3年とされているため、委員の任期である4年と異なる扱いとなっている。そのため、たとえ教育長の残任期間に関する規定がなくなった場合でも、教育行政の継続性・安定性を確保する観点で大きな影響はなく、教育長の残任規定に関して「教育行政の安定性、中立性を確保するため」との指摘は当たらないのではないかと。

残任規定のある行政委員は、委員会活動の独立・自由の維持等を理由に、1年ごとに数名ずつ交代する委員（教育委員、人事委員など）と、公選制や候補者の推薦・公募が必須等の関係で、任期を揃えるほうがよい委員（農業委員、選挙管理委員など）の大きく二つに分けられる。残任規定は他の委員との関係で設けられていると考えられることから、教育長については当てはまらないのではないかと。

各府省からの第2次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところである。

ご提案の通り、補欠の教育長の任期を3年間とした場合には、補欠の教育長が現行よりも長く在任することで、その次の教育長を任命する時期が後ろ倒しになり、地方公共団体の長の任命権の制約となる恐れがある。

また、教育長の任期の始期が変わることにより一定の自治体（例：教育長の任期の始期が年度当初等である自治体）に不利益が生じる可能性があること等の課題があることや、同様の規定を持つ他の行政委員会の規定等も踏まえた法制上の課題があることから、慎重な検討を要する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	68	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

高等学校等就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)のデジタル化等による簡素化・効率化

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

・高等学校等就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)の簡素化
・就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)について、該当生徒の前籍校での受給期間・単位数を簡単かつ確実に確認するためのシステム整備(全国統一のシステムの整備又は e-Shien(既存のオンライン申請システム)の改修)

具体的な支障事例

前籍校のある者が就学支援金を受給する場合、現籍校の学校が前籍校での支給実績や在籍期間を書面(受給資格消滅通知書、指導要録等)で確認し、国が示した計算方法に従い、規定の期間及び単位数から除いた上で、現籍校での期間及び単位数設定を行う。
その手続において、書面の提出がなかったり、内容が誤っていたりする事例が散見され、確認、修正作業に時間を要している。
現に令和6年度において、当県の通信制(単位制に限る。)高校では、1件 20 分程度の処理について約 1,500 件確認、修正作業が発生しており、その都度、現籍校の学校が前籍校に電話や書面で照会する事務が負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

簡素化・デジタル化等により、自治体事務の効率化みならず申請者の負担軽減をすることができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田市、川崎市、滋賀県、兵庫県、奈良県、高知県、福岡県、宮崎県

各府省からの第1次回答

高等学校等就学支援金の受給資格消滅については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第4条第2項において、都道府県知事が受給権者であった者に対し通知しなければならないことになっており、かつ、受給資格消滅通知の内容はe-Shienから出力されるものであるため、今回、具体的な支障事例としてお示しいただいている「書面の提出がなかったり、内容が誤っていたりする事例」については受給資格消滅通知のことではないと思料するところ、どのような場面において、どのような改善をご要望いただいているものなのかご提案の趣旨が不明確のため、改めて具体的に整理いただき、ご提案をいただきたい。

また、その際、一般論としては、例えば「前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第28条第2項における保存期間5年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36月、定時制課程等：48月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。」と高等学校等就学支援金事務処理要領に定めている。

なお、令和8年度以降の高等学校等就学支援金制度については、いわゆる高校無償化について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において「これまで積み重ねてきた各般の議論（「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）等）に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」とされているところ、3党の検討チームによる大枠の整理においては、都道府県や学校現場の事務負担についても言及があるところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の支障事例は、全日制から通信制（単位制に限る。）に転入した際の単位数の算定に関わるもの。全日制の受給資格消滅通知には、単位数が記載されていないため、高等学校等就学支援金事務処理要領で定められているとおり、前籍校での履修単位数の確認のために前籍校に電話・書面で確認する必要がある。当県の通信制（単位制に限る。）高校における当該確認事務が提案のとおり大きな負担となっている。高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）の簡素化・効率化を求めるものであり、e-Shien等のシステムで直接オンライン確認することができれば、当該確認事務の負担軽減に繋がるという趣旨で提案したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎県】

そもそも単位制授業料の場合の就学支援金の支給額の算定が複雑であることから、令和8年度以降の高等学校等就学支援金制度については、可能な限り簡素化した制度としていただくことを希望する。

単位制授業料の場合、履修登録単位によって授業料の金額及び就学支援金の金額が変わるため、事務と教務の連携が必須であるが、事務の履修登録に対する理解不足、教務の就学支援金制度への理解不足により、誤った認識で情報が行き来することがある。

（例）事務が教務に過去学校の履修単位数を確認→教務がLHRを含めた単位数を回答→それを根拠に処理を進める→県からの念のための確認等でLHRが含まれていたことが判明→個人ごとに指導要録等を精査し、必要な修正を行うこととなり、膨大な労力が必要となる。

※LHRは卒業に必要な74単位には含めないため、就学支援金の支給上限単位74単位には含めない。

特に、学年制の高等学校から単位制の高等学校に転学した場合は、学年制の高等学校に単位制授業料の場合の就学支援金制度に関する知識がなく、単位等に係る照会に対し、適切な情報等が得られないことがあり、単純に書面の回答を信じることができず、個別に確認が必要となっている。（履修期間を満了していない単位数を含めて回答していた、など）

現行のような複雑な制度を維持されるのであれば、単位制授業料の場合の就学支援金制度への理解がない教務でも適切な回答ができるような、

- ・説明書きが整理された照会書、回答書のフォーマット
 - ・教務が入力し、事務が閲覧できる単位照会システム
- 等を作成いただけるとありがたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

文部科学省の1次回答に対する2次提案をみても、負担増となっている要因がどこにあるのかについての記載がないため、どのような点を改善すべきか判然としてないところだが、現行の e-Shien システムにおいては、定額制授業料の高校を退学等した場合の受給資格消滅通知には、履修単位数を入力する機能が付加されていないことから、e-Shien システムから、エクセルデータを出力した後に、手入力することによって、履修単位数を受給資格消滅通知に記載することができる仕組みとしている。

このため、定額制の高等学校に在籍する生徒に係る当該通知の作成にあたっては、在籍校等において、エクセルデータ上で履修単位数を記入した当該通知を作成することについて、高等学校等就学支援金の事務処理要領に新たに追記し、周知することとしたい。

その上で、システム改修に関しては、いわゆる高校無償化に係る三党合意等で行われているDX化による効率化の推進の検討の中で、どのような対応ができるか検討することとしたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約 163 万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいないと、差し止め等の対策ができると考える。

○本市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○本市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○本市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○本市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○本市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

各府省からの第1次回答

【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めている。年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表）

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。（児童扶養手当法第13条の2）

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多くある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとすることを検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行うことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。

年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。

障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	82	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

社会教育調査(オンライン)における回答様式を見直した上で、調査票の審査整理に関する都道府県及び市町村経由事務の廃止

提案団体

岡山県、秋田県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

社会教育調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、オンラインで回答する際の様式を見直した上で、都道府県教育委員会と市町村教育委員会を経由する審査整理に関する事務を見直すこと。

具体的な支障事例

- ・社会教育調査においては、紙調査票による回答と政府統計オンライン調査総合窓口を利用したオンラインでの回答が可能となっている。
- ・令和6年度の調査において、国からオンラインでの回答が推奨されていたこともあり、県内でもオンラインでの回答を調査対象施設等をお願いしていた。
- ・しかし、オンラインでの回答様式が非常に使いにくく、不便であった。例えば、オンラインでの回答様式は、紙調査票をそのままデータに落とし込んだ形になっており、横への移動を基本とした回答様式となっていた。
- ・また、回答不要な項目も、入力できないようにしてあるが表示されており、回答すべき項目を見つけることが手間であった。特に、民間体育施設においては、回答すべき項目が少ないこともあり、回答不要な項目が表示されることによる不便が大きく生じていた。そして、ある社会教育施設からはオンライン回答が非常にわかりにくく、この形式のまま次回も調査をするなら協力はできないとの厳しい意見をいただくなど、自治体から調査の回答を依頼する上で支障が生じた。
- ・近年のオンライン調査における回答様式は、大項目ごとに縦方向に回答項目が表示がされて、基本的には縦方向の移動のみで回答ができる形式である。例えば、同じく基幹統計調査である学校基本調査のオンライン回答様式もここ数年で見直しがされているところである。社会教育調査においても同様にオンライン回答様式の見直しを行い、調査回答者が分かりやすく簡単に回答できる方法への変更を検討いただきたい。
- ・当県では、令和6年度において、全施設の回答件数が1,212件のうち、紙回答が0.7%(8件)、オンライン回答が99.3%(1,204件)となっており、社会教育調査要綱における取集の系統において、「文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす」とされているところ、基本的に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会で審査整理する必要がない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

・市町村教育委員会を通して、社会教育施設から「オンラインでの回答が非常にわかりにくい。ネット上で縦横に移動する必要があるのは手間である。この形式のまま次回も調査をするなら協力はできない。」との要望をいただいた。

・民間体育施設から「本来、回答すべき項目は少ないはずなのに、回答する必要が無い項目も表示されるので入力する時に焦ってしまった。」との意見をいただいた。
・その他、自治体から回答者に回答方法を説明するにあたり「次にどの項目に回答すればよいかわからない。」や「回答欄が分かりづらいので、既定の時間内に回答ができずタイムアウトしてやり直しになった。」などの意見をいただいていた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村教育委員会、公立と私立の社会教育施設、民間体育施設における調査事務の効率化

根拠法令等

統計法、統計法施行令、社会教育調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、渋川市、さいたま市、越谷市、新潟市、長野県、津島市、滋賀県、兵庫県、高松市、熊本市、阿蘇市、宮崎県、沖縄県

○民間社会教育施設等の調査依頼を直接施設へ出向き説明し、回答してもらうなどの時間と労力を費やしている。回答様式が分かりにくい。
○社会教育調査においては、行政が回答するだけにとどまらず、民間体育施設も調査対象となることになり、その施設の代表者が紙媒体での回答またはオンラインでの回答を行う必要がある。誰もがわかりやすい入力方式へと変更されるのであれば、改正への必要がある。令和6年度は3年に1回の調査対象の年であったが、文部科学省のシステムで回答データが文字化けしたり、URLの掲載期限が過ぎてアクセスできない、調査票データ一覧作成ツールというシステムも不具合が生じ配布できないといった状況があったので、オンラインで回答する様式以外にも入力のシステム全体が使いづらいという印象であった。この提案は、令和9年の同調査に向けて改善を要求すればよいと考える。改正について賛成。
○民間体育施設の回答回収率が低い状況であり、不便なオンライン回答様式もその要因の1つとして考えられるため、見直しを求める。

各府省からの第1次回答

・オンライン調査における電子調査票のユーザビリティの向上は、回答者負担軽減及び回収率向上のために必要な事項であり、ご指摘の内容を踏まえ、令和9年度実施予定の本調査に向けて、以下の改修を検討する。
①原則すべての調査票において縦方向のみの移動とすること。
※例 体育施設調査票は、「9 施設・設備の状況」の(1)～(3)を縦方向に回答した後、「10 ボランティア活動状況」を回答するには横方向に移動する作りとなっている。
②設置者区分等に応じて回答不要となる調査項目については、回答欄をグレイアウトするのではなく、調査項目ごと非表示とすること。
③タイムアウトについては政府統計共同利用システム側の仕様のため、調査実施機関において制御することはできないが、タイムアウトの10分前にアラートを出すようにすること。
・経由機関が行う事務について、オンライン調査システムによる回答においても都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の調査票の審査・整理が必要であることは、社会教育調査要綱に以下のように示されている。本調査結果の信頼性を担保するためには、経由機関が行う回答データの審査・整理は必要であると考えており、引き続き本調査に係る事務についてご理解・ご協力願いたい。
※社会教育調査要綱＜抜粋＞
第6(2)ウ 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、【中略】都道府県教育委員会に提出する。
第6(2)エ 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、【中略】文部科学大臣に提出する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答に感謝する。しっかり進めていただきたい。

については、第1次回答で示されたユーザビリティ向上のための検討内容が令和9年度調査から実現可能であること、又は計画的な改修スケジュールを早期に示していただくとともに、調査対象施設等の更なる事務負担軽減の実現に向け検討願いたい。

なお、調査結果の信頼性を担保するため経由機関が行う回答データの審査・整理は必要とのことであるが、対象施設の回答について、経由機関が把握している情報だけでは真実性を確認できない場合が多いと思われ、必ずしも信頼性の担保にはつながらないと考えている。そのほとんどがオンライン回答となっている実態に即して、都道府県及び市町村経由事務が廃止されるよう社会教育調査要綱の整理、見直しについても改めて検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

電子調査票の改修に当たっては、令和9年度に行う次回調査の調査項目を反映させるため、統計委員会への諮問等を経た後、令和8年度中に改修を実施する。改修に当たっては、ご指摘いただいたレイアウトに関する点の他、エラーチェックの見直しを図り、より被調査者及び経由機関の負担軽減に資するよう、検討してまいる。

なお、社会教育統計は、全国的のみならず地域的な社会教育行政の企画立案や実施の上でも特に重要な統計であることから、統計データの信頼性を担保するためには、疑義のある回答データに対する審査・整理は、紙調査票か電子調査票かに関わらず欠かすことができない(※)。一方で、本調査は約8万施設を対象に行われる被調査者の数が非常に多い統計調査である。このような調査にあつては、国の担当職員だけで、限られた期間内に審査・整理を円滑に終えることはできないことから、審査事務についても地方公共団体と協働して処理を行っていることを、何卒ご理解賜りたい。

※オンライン調査におけるエラーチェックや入力制限をどれだけ増やし、被調査者に一般的な傾向との乖離等について確認を求めたとしても、回答の妥当性やエラーを残した理由については必ず審査が必要となる。令和6年度調査実績では、オンライン調査システムにおけるエラーを残した理由、文部科学省統計システムにおけるエラー件数などは、合計すると約96万件にも上ることから、これらを国の担当職員だけで対応することは不可能である。

また、本調査の実施にあたっては、審査事務にかかる会計年度任用職員の人件費などが必要であれば、予算の範囲内で委託費として交付することが可能であるため、検討いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	83	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化

提案団体

岡山県、三重県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づき文部科学大臣の承認を受けて行うこととされている公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続のうち、現在「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」により、文部科学大臣への報告をもって承認があったとみなされるものについて、「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～」において行うこととされている報告手続を更に簡素化すること。

(簡素化の例)

- ・廃校施設:財産処分報告書の補助面積欄・補助金額欄をなくし、添付書類を公立学校施設台帳(写)のみとする。
- ・廃校以外の施設:毎年の公立学校施設の実態調査(Access データ回答)の際に、公立学校施設台帳の備考欄に財産処分内容・年月を入力することで、財産処分報告に替えられることとする。

具体的な支障事例

現在、公共施設等適正管理推進事業債において転用事業や除却事業が設けられるなど、人口減少等により公立学校施設の転用等の推進が求められているところであり、今後は財産処分件数の増加又は高止まりが見込まれる。

地方制度調査会(総務省)において自治体職員数の更なる減少が指摘されるとともに、インフラ長寿命化基本計画(国)において自治体技術職員の不在・不足が指摘されている。当県でも、多くの市町村教委から「教委や首長部局に技術職不在」と聞いている。

そのような中、財産処分報告にあたって、市町村教委職員(技術職員含む。)が数十年前の書類を探す作業や、都道府県教委や文部科学省の職員が多数の添付書類を確認する作業に時間を取られている。

事務負担は、承認申請1件あたり合計約 14.5 時間、報告1件あたり合計約9時間あり、更に小規模市町村の担当者は、多数の分掌を抱えていることから、断続的に上記事務作業を行うため、まとめて作業する場合に比べ、作業中断ロスが発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

財産処分報告手続を簡素化することで、文部科学省・都道府県教委・市町村教委における事務負担が軽減され、個別施設毎の長寿命化計画の着実な実行や内容の充実に向けた業務等に従事する時間を増やすことがで

きる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、日光市、大田原市、川崎市、小牧市、寝屋川市、奈良県、久留米市、熊本市、宮崎県

○当市においても、公立学校施設の転用等の推進を進めているなかで、左記に記載のある支障事例と同様、財産処分報告にあたって、数十年前の書類を探す作業や、県教委を経由する文部科学省との資料のやり取り、確認に時間を要している。左記支障事例にも記載されているように、市町村の担当者は、多数の業務を抱え、断続的に上記事務作業を行うため、当該業務の効率性の悪さがあることから、制度改革を求める。

○膨大な過去の資料を収集し、提出する業務は特に財産処分報告の時期が予算編成や学校再編事務の繁忙期と重なることもあり、職員にとって過重な負担となっている。また、過去の国への申請書類等含めた財産処分の関連書類については、市の定める文書保存期間の中で一部廃棄となっている場合のものもあり、そうした場合の対処には非常な労力と困難を要している。提出書類や手続きの簡素化がなされればこうした事態へも対応ができるものと考ええる。

○補助事業完了後 10 年以上経過した財産の無償による処分の場合等は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとみなす取扱いとなっているが、報告書に添付する書類は承認申請と同等のものが必要であり、実質的な簡素化に繋がっていない。

○提案団体が挙げているとおり、財産処分の手続きにおいては必要書類が多く、その確認に多くの時間が取られる。今後、財産処分を行う学校施設等が増えていくことが見込まれることから、手続きの簡略化を図る必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答

国の補助金により取得または効用が増加した財産について、適正な管理・処分を確保することを目的として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条では、原則、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定められている。

他方、補助事業完了後 10 年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど、既に一定の簡素化措置を講じているところ、補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点から、処分財産の基本的事項(補助対象面積・補助金額等)や添付書類の提出は最低限必要なものと認識しており、その省略については慎重な検討が必要であると考ええる。

今後とも、事務の簡素化については、引き続き検討を進めていくものの、現行制度における適正な補助金執行の確保という基本的責務を踏まえ、現時点での更なる簡素化は困難であることをご理解・ご協力いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に「補助事業完了後 10 年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど」の措置が講じられていることは承知しているが、現行の報告書提出に当たり必要となる添付書類は、承認申請時とほぼ同等であり、事務負担軽減のための実質的な簡素化には繋がっていないことについての見解を伺いたい。

処分財産の基本的事項(補助対象面積・補助金額等)の確認は、「補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点」から必要なものと認識しているが、補助対象面積については、公立学校設置者は毎年の施設実態調査で文部科学省に報告しているところであり、また、補助金額については、国庫納付額や基金積立額を積算する必要がないことから、それぞれ省略可能と考えるが、当該部分を簡素化できない理由をお示しいただきたい。

また、新築時の補助事業の多くが昭和 40～50 年代のものであり、報告に必要とされる実績報告書や額の確定通知書などの資料を勤務公署から離れた場所に保存している自治体も少なくない。他にも多くの分掌を抱える中で、限られた事務時間の多くを費やして必要書類を収集する事務が、貴重な技術職員などにとって、過重な事

務負担となっている実態を十分にご理解いただき、検討を進めていただきたい。
今後更に、財産処分を行う学校施設等の増加が見込まれることから、既に地方自治体において喫緊の課題となっている財産処分手続きの実質的な簡素化について、積極的な検討がなされることを強く望む。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

補助金適正化法等の規定に基づいて適切に手続きを進めるために、処分財産の補助対象面積や補助金額等の基本的事項の確認は、額の確定通知書等で行うのが最も正確であるため、提出を求めているものである。他方、所在不明の文書の搜索に過度な事務負担を要するような対応までは求めている。このような観点も踏まえ、財産処分に係る手続においてやむを得ない事情がある場合には、顛末書や理由書をもって代替可能とする柔軟な対応を既に認めているところである。そのため、Q&A への追記や事務連絡などで現行制度をより分かりやすく周知することにより、各地方公共団体の過度な負担を軽減できるようにしてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	84	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化

提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査(文部科学省)」の「Ⅱ:防災機能設備等の確保状況」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査(内閣府)」を、次回調査においては、内閣府調査に一本化すること。

また、調査内容・方法を見直し、現行の市区町村を単位として項目ごとに該当数等を回答する形式から、各避難所の所在地や、各項目における状況を回答する形式とすることで、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が、調査を通じて避難所のデータを容易に共有できるようにすること。(「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」(文部科学省)における「石綿含有断熱材使用煙突状況」のようなものを想定。)

さらに、調査結果については、内閣府から文部科学省、都道府県防災担当部局から教育委員会経由で各学校、市町村防災担当部局から教育委員会経由で各学校といった形で、各機関レベルで確実な情報共有を図ること。

具体的な支障事例

本調査への回答に当たり、ほぼ同じ内容を文部科学省と内閣府に報告するために、都道府県・市町村の防災担当部局・教育委員会・学校が連絡調整を行っており、非効率な事務処理となっている。

また、本来の避難所設備等主担当ではない教育委員会職員・学校職員が持っている情報だけでは、調査要領に沿った正しい回答ができず、誤回答が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査を一本化することで、調査の回答精度が向上するとともに、都道府県・市町村の教育委員会・学校における事務負担が軽減される。

また、調査内容・方法を見直すことで、調査を通じて避難所の個別具体的な情報を、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が共有することができ、災害に備えた平素からの連携強化や、災害時の迅速な支援などにつながる。

根拠法令等

調査依頼事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、川崎市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、熊本市、宮崎県

○それぞれ一方の部局がもう一方の部局に確認しながら回答する事象が生じており、非効率である。
○当市においても同様に、回答作成に相当な時間を要しており、また文部科学省と内閣府それぞれの回答を突合させる手間がかかるため、各関係局・課職員の負担となっている。

各府省からの第１次回答

類似調査であるため、御指摘の通り、内閣府調査に一本化して実施するべきと考えており、次回調査の際には、一本化を前提に調整を行うこととする。
なお、施策の推進にあたり、引き続き各施設の防災機能設備等の確保状況について把握する必要があると考えているが、調査の方法や頻度等については、自治体の負担も考慮して実施する必要がある。御提案いただいた内容を参考に文部科学省及び内閣府において、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査の一本化を確実に実現していただくとともに、調査実施に際しては、自治体の事務処理の効率化及び事務負担の軽減が図られるものとなるよう御配慮いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】
回答のとおり、一本化していただきたい。調査項目についても、できるだけ簡素化し、真に必要な項目だけを調査するように改定してほしい。これまで調査していたから今後も調査するのではなく、データを活用する項目のみ調査するよう、調査項目を精査し、不要な調査項目は削除するよう、検討してほしい。また、毎年調査項目を見直し、データを活用していない項目については、次年度以降は調査項目から外すよう、ルール化してほしい。項目ごとになぜ調査するのか、調査理由を明確にし、回答する側に示してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

第1次回答のとおり、次回調査の際には、内閣府調査に一本化することを前提に調整を行うこととする。
また、地方公共団体の事務負担軽減のため、調査項目については、施策の推進にあたり真に必要な項目となるよう精査してきたところであるが、文部科学省及び内閣府において、調査の方法や頻度等も含め、対応を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	109	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園における職員配置の弾力化

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。

具体的な支障事例

人口減少地域等の認定こども園においては、教育利用こども(1号認定)が少ないことによって、主幹保育教諭配置のための人件費と公定価格の収入が見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。
認定こども園では、1号認定が在籍する場合は、主幹保育教諭を1名追加で配置しなければならない。教育利用の子どもの施設型給付の定員区分は15人が最少人数となっているが、教育利用の子どもが1～2人の施設は県内認定こども園154園中24園(0人除く)存在しており、1号クラスの担当保育教諭と主幹保育教諭の2名を配置すると単価が見合わず、主幹保育教諭を配置しないと大きく減算され、採算が取れない状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国トップクラスの共働き率を維持している当県では、幼稚園・認定こども園において、教育(1号認定)より保育(2号、3号認定)のニーズが多いことから、1号認定の子どもの定員区分が最少の15人であっても、大きく定員割れを起こしている園が少なくなく、こうした園で1号認定こどもに係る保育主幹教諭を配置しない場合、施設全体として給付される公定価格が大きく減額となり、経営に不安を抱えている状況である。(県内市からの要望)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1号認定こどもについて、極端に少人数の受け入れを行っている場合でも採算がとれるようにするため、主幹保育教諭の配置を弾力化することで、人口減少地域でも教育利用のこどもの受け入れを行う認定こども園の運営を維持することが可能となる。これにより、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもに対して適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことができる。

根拠法令等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、養父市、熊本市、大分市

〇分園のある施設においても、主幹保育教諭2名の配置を求められているが、本園と一体で運営するはずの分園においても、主幹保育教諭2名の配置を求めることは、施設の継続的な保育運営という観点から負担になっているため、本園と分園合わせて主幹保育教諭2名の配置でも可とする制度改正が必要と考える。

各府省からの第1次回答

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことは現行制度上可能となっています。
認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしています。
これはペナルティとしての減算ではなく、基本分単価の算出にあたって、主幹保育教諭1名分を含めており、主幹保育教諭が配置されない場合には、当該経費相当分を減算することで、実際の配置相当の単価とするための措置です。
当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことが制度上可能であり、配置しない場合には1名分相当分の減額調整が行われることは承知している。
しかしながら、1号認定児が1～2人と少数である場合、主幹保育教諭を配置すると人件費が増加し、採算が合わなくなるおそれがある。一方で、配置しない場合には減額調整が行われ、いずれにしても経営に不安を抱える状況となる。
少人数の1号認定児の受け入れる認定こども園が、安定した運営を維持できるよう、柔軟かつ実効性のある制度設計を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしており、当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。
その上で、特に人口減少地域においては、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」に記載いただいたように、1号認定又は2・3号認定のどちらか一方の利用子どもが少数になることがあることは承知しています。
人口減少地域に係る課題については、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、保育を含む福祉分野のサービス提供体制や人材確保のあり方なども含めて議論を行い、本年7月25日にとりまとめがされたところです。
当該とりまとめでは、施策の方向性について、
・ サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
・ 人材確保・生産性向上・経営支援
・ 福祉サービス共通課題への分野を超えた連携促進
などが挙げられているところ、今回ご提案の支障事例も踏まえ、人口減少地域における保育機能の維持・強化

のため、どのような対応ができるか、引き続き検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	114	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第 77 条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、遠方等によりやむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。

具体的な支障事例

当県では令和8年4月に県立夜間中学の開校を予定しており、県内全域からの入学希望があるが、遠方地等により、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入学者(卒業者)の増加が見込まれる。
・夜間中学設置推進を図る義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。

根拠法令等

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、学校教育法施行規則第 77 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、川崎市、静岡県、三重県、大阪府、熊本市、宮崎県

○当市では、公立夜間中学を設置していないが、近隣自治体の公立夜間中学を活用している本市在住者がいる。過去には、身体的な理由、時間都合等により通学を断念する事例も発生していることから、学習環境の整備

の一環として、オンライン授業による出席の取り扱いを見直すことは、生徒負担の軽減、学習意欲の向上に大きく寄与すると考える。

○学校の実情により通常の授業の様子を映し出すのみの配信であれば、遠隔授業への対応が可能となることも考えられる。

○当県は南北に長く、夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、特定の市町のみには人数の偏りが見られない状況にあることから、地理的な条件により毎日通学することが困難な生徒がいる。また、経済的な理由から、通学費が負担となるなど、特に遠方に居住する方にはオンラインを活用した授業で対応することも想定している。夜間中学に通学する生徒は学齢期を超過した者であり、本人の学習意欲を確認できていれば、オンラインによる授業でも十分な学習効果を期待できるため、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価もできるようにして入学を希望する全ての方への学び直しができる枠組みを確保することが必要。

○当県の夜間中学においても、県立であるため遠方から登校する生徒がいることが大いに予想される。「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)」の「別記2—2出席扱い等の要件」にある内容の緩和も踏まえ、オンラインの出席扱いについて前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答

学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、ともに学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても、対面で授業を行うことが原則であると考ええる。

他方で、体調や仕事の都合等の事情によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅等において授業の配信を受けられるようにすることや、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすること、こうした学習についての評価を適切に行い、各学年の課程の修了や卒業の認定に当たって、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うこと等が可能であることについては、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年 12 月)に基づき、令和6年3月に各地方公共団体向けに周知した。

また、夜間中学における遠隔教育の活用については、同方針に基づき、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な遠隔教育の実施が可能となるよう、遠隔教育特例制度の見直しを行った。

提案団体においては、これらの周知内容も踏まえ、引き続き夜間中学の設置・充実に取り組んでいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

福井県では、令和8年4月に福井県嶺北地方の福井市(県の北東部)に県立夜間中学の開校を予定している。これまでの夜間中学ニーズ調査では、県内の広い地域から入学希望者(入学検討者)があり、今後、分教室(サテライト教室)やオンライン授業の準備が必要と考えている。以前問い合わせた際に、文部科学省担当者からは事務レベルでは「夜間中学も学校教育法に定める「中学校」であるため、登校することが必要」「対面での授業の原則」という回答をいただいている。入学希望者の中には、住まいが福井県嶺南地方の方もおり、例えば高浜町(県の南西部)から、県立夜間中学まで車で登校するにしても、一般道では片道3時間(有料道路利用では片道2時間・料金は 3,400 円)、公共交通機関(電車・バス)での登校では片道3時間以上・料金 2,700 円ほど必要になる。これは生徒への負担が大きく、入学希望者にとって、物理的・経済的に通学は不可能である。当該事例のように「公共交通機関の便が著しく悪く、現実的に通学することが不可能な場合」は、「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)」(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室参事官(高等学校担当)付事務連絡)における「やむを得ず登校できない場合」に該当するかどうか、改めてご見解を示されたい。仮に該当するという場合についてはその旨文書等により広く周知されたい。

御省作成の「夜間中学の設置充実に向けての手引き」においても「夜間中学においては、受け入れる対象生徒の拡大を図ることに取り組むことが求められる」とあることから「学び直し」を希望していても遠方で通いたくても通えない方に対して、学ぶ機会を提供するために遠隔授業(オンライン授業)を認めるべきではないか。御省の見解如何。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

要件を緩和できない具体的な理由がある場合にはそれを明確に示すべきである。中学校教育については、柔軟な運用が可能となるよう、提案団体の提案を踏まえて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

教師や他の生徒と関わりながら、ともに学び、人間性を涵養するという役割を担う中学校については、まずはその設置主体となる地方公共団体が、学びのニーズを持つ生徒が通える教育環境を整備する必要があることを御理解いただきたい。そのうえで、文部科学省としては、災害や生徒の状況によりやむを得ず通いたくても通えない場合の特例制度を設けているところである。

一方で、御提案のように、夜間中学については、そのニーズが区域内に点在するケースがあることから、文部科学省としては、その設置について分教室型や教育センター内の既存の諸室を活用する形態などの活用により、通学環境の改善に取り組む様々な事例を収集し周知してまいりたい。また、夜間中学での教員配置については、教職員の加配定数の優先的な措置も講じており、活用いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものとする。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。

一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本的方針及び施策に関する事項(離島振興法第4条第2項第4号から第17号)との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項(離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ)を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。

議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものはあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興計画は、各都道府県がソフト施策に限らず、離島の振興の基本的方針について記載しており、離島活性化交付金等事業計画は、このうち離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載している。また、要綱等による各交付金等の申請に必要な事業計画書は、交付金等の申請のため、事業主体である都道府県又は市町村が、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等について記載した、交付申請書の添付書類である。したがって、これらの計画はそれぞれ記載内容や位置づけが異なっており、目的に沿った作成が必要である。今回の提案を踏まえ、さらなる事務の合理化を図るため、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定については、両計画の作成者が都道府県で、一部記載事項が重複していることから、法令に定める要件（記載事項等）を満たす場合に限り、可能である旨、及び一体的策定における留意事項について令和7年度中に周知することとしたい。

一方で、離島振興法に基づき、離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載した離島活性化交付金等事業計画と、補助金適正化法等の規定が適用になり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要である交付金等の申請に必要な事業計画書は、作成主体が異なり、記載内容も位置づけも異なっていることから、一体的策定は実務上難しい。

ただし、離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金の申請に必要な事業計画書の作成主体が同一の者（都道府県）である場合には、両計画の一体的策定を可能とする方向で検討する。なお、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	175	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

奨学給付金制度申請手続のオンライン化

提案団体

山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien を改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。

具体的な支障事例

奨学給付金申請手続については生徒の保護者による紙申請となっており、学校に来校して提出する必要がある。また、添付書類として住民税課税証明書等の提出が必要となっているところ。当県では、国公立校のみで毎年約 2,400 件申請があり、各学校における受付、県庁への書類進達、書類不備者への対応に関する事務負担が発生している。

なお、高等学校等就学支援金については、国が「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」を整備しており、令和5年度からオンライン申請が可能となっているため、高校生への2つの支援に関して申請方法が異なる非効率的な運用となっており、生徒の保護者の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

例年、同時期に申請のある就学支援金は電子申請が可能だが、奨学給付金も同様に電子申請できないのかという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインで申請が完結することで、申請者が各学校へ来校する必要が無くなる。また、閉庁日等での申請が可能となり、利便性が向上する。

各学校における書類送付や書類不備対応に関する事務負担が軽減される。

根拠法令等

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県

○申請が保護者・生徒にとって負担がない方法とし、県や学校現場に新たな事務負担が生じない方法としていただきたい。

○当県私立学校においても、提案団体同様の支障事例あり。当県においても奨学給付金の申請件数は少なくなく、申請者の負担軽減、県及び学校の事務の簡便化・事務の効率化のための改善は必要と解される。

○令和7年2月の三党合意では、令和8年度からの高校生等奨学給付金の拡充が示されており、申請件数が現行制度の1.6万件(私立高校分)から大幅に増加することが見込まれる。現在の紙申請では、書類管理やデータ入力等の事務が膨大になり、また、都道府県が申請システムを構築し、申請事務を行うことは費用及び事務負担が非常に大きい。ついては、全国一律の事務処理がなされていることも踏まえ、国においてオンライン申請システムを整備することを強く要望する。

各府省からの第1次回答

高校生等奨学給付金においては、予算事業かつ都道府県事業であり、在学する生徒の保護者等が居住する都道府県から支援を行う在住地主義を取り入れていることに対し、高等学校等就学支援金は法定受託事務で都道府県が事務を実施し、生徒が通う学校の所在する都道府県が支援を行う在校地主義を取り入れている。高等学校等就学支援金制度において、e-Shienを国が整備した状況と異なるため、高校生等奨学給付金において、国がシステムを整備することの妥当性等を含めた、申請手続きのシステム化における課題を整理し、検討をする必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

高校生等奨学給付金は、低所得世帯支援の方針に基づき国主導で制度化されたものであり、国がその目的達成のため、給付金の財源を確保し、全国一律の基準で実施している。また、制度の内容は国の補助要綱により厳格に定められており、都道府県には実施方法や支給要件等について独自の裁量はほとんど認められておらず、また、制度の趣旨からして、自治体間で対応に差が生じることは制度の根幹を損なうこととなり、結果として都道府県には「事業を実施しない」という選択肢は実質的に存在しない状況にある。

このように、形式上は都道府県事業であっても、実質的には、全国一律で実施する教育に係る低所得者対策であることから、制度実施に係る事務費等も国が責任をもって負担すべきものとして、全国知事会等も通じて要望しているところであり、事務実施に係るシステムの整備についても、事務費と同様、都道府県に負担を課すことなく、国が中心となってシステム整備を行うことが妥当と考えられる。

制度の運用については、全国ほぼ一律で実施される、世帯収入要件の確認や支給状況の管理など相当な労力を必要とする事務作業が必要なうえ、申請者の在住地主義に基づく制度であるため、在学地(学校)や都道府県間、また所得課税情報を保有する市町村との厳格な情報連携が必要である。

また、就学支援金制度では国が整備した「e-Shien システム」を通じた申請が進められているが、これを利用した申請者の中には、「e-Shien で申請したため、奨学給付金の申請も完了している」と誤認する事例も見られ、デジタル申請と紙申請の併存によって混乱を招いている。こうした状況を踏まえると、都道府県ごとにシステムを個別に整備することは非効率であるばかりか、地域間で運用に差が生じるおそれもあり、コスト面からも国による統一的なシステム整備が強く求められる。

令和7年度は、専攻科における所得制限が緩和されたことなどを背景に申請件数が増加しており、今後も制度の拡充等によって事務量が増大することが見込まれる中、現行体制では対応が困難となるおそれがある。このため、制度運用の効率化を図る観点からも、国によるシステム整備は不可欠である。

加えて、この取組は自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進にも資するものであり、他の制度への波及的効果も期待される。結果として、各自治体の行財政改革や教育現場の働き方改革の実現にもつながるものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【埼玉県】

システム化について、ぜひ前向きに御検討いただきたい。

システム化を検討するにあたって、各都道府県によって事業内容に多少の違いも考えられるため、あらかじめ聞き取りを行うなど実情を踏まえ、システムを開発していただきたい。

また、システム化の可否及び稼働までのスケジュールを令和7年度末までに示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

高校生等奨学給付金における申請手続きのシステム化については、第1次回答に加え、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における共通化の取り組みや、全国知事会等からの全国共通のプラットフォーム構築の要望があったことを踏まえ、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗等も踏まえつつ、デジタル庁とも連携し、検討を行う必要があると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	193	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し

提案団体

茨城県、三重県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第 16 条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
「特別支援学校への就学奨励に関する法律」において、未成年者の保護者は「学校教育法第 16 条に規定する保護者(親権者又は未成年後見人)」とされており、また、未成年者に係る就学奨励費の申請手続は当該保護者によって行うこと、支給対象者は保護者又は生徒等とされている。

【支障事例】
①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者(生徒も可)となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。

【制度改正の必要性】
支障事例①・②のように、就学奨励費を申請できない、申請までに時間を要する等の状況が生じる実態がある。

【支障の解決策】
そこで、未成年者の保護者について、「学校教育法第 16 条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しをすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

就学に要する経費を負担する者が申請・受給手続を円滑に進めることが可能となり、住民の利便性が向上する。

根拠法令等

特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○【類似の支障や課題を有する制度として見直しを求める事項】

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年政令第八十七号）第2条、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第12条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第25条等、要保護児童生徒援助に係る支給対象を保護者のみならず当該児童及び生徒を監護する者も含めるよう見直しを求める。

【現行制度について】

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

国は、市町村が、学齢児童生徒の学校教育法第16条に規定する保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して援助を与える場合に限り、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて要保護児童生徒援助費補助金により補助を行っている。

【支障事例】

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象となるのが、学校教育法第16条に規定する保護者に対して援助を行った場合に限られており、援助の対象を法16条の保護者に限定している市町村が多い。当市としては親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒が援助を受けることができない状況が発生していないが、今後、稀に発生する可能性が懸念される。

【制度改正の必要性】

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の就学を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度であるにもかかわらず、実際に就学に要する経費を負担する者が給付を受けられない実態がある。

高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度では、生徒の保護者（親権者、未成年後見人）に限定することなく、主たる生計維持者の収入状況により支給がされており、実際に就学に要する経費を負担する者の経済的負担が軽減されている。

また、児童手当金については、「監護生計要件を満たす父母等」が受給者とされており、実際に児童の生計を維持する者の経済的負担が軽減されている。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。

学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考えます。

なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。

学校教育法第16条では、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。

なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

就学奨励費の目的に鑑みれば、申請者の範囲を保護者のみに限定せず、個別具体的な状況に応じて主たる生

計維持者にも認めることが、障害のある児童生徒の教育環境の確保に資するものであり、保護者以外への支援を自治体の任意とすることは適切ではない。

例えば、就学奨励費と同様に経済的負担の軽減や教育の確保を目的とし、高校生の授業料を支援する就学支援金制度では、所得確認の対象とする「保護者等」の判断において、学校教育法第 16 条に規定される保護者のほか、事情に応じて主たる生計維持者とすることが認められている。これらの類似制度と、取り扱いが相違していることについての理由を具体的にお示しされたい。

また、これらの類似制度の取扱いも踏まえて、親権者が自ら申請を行い難い事情がある場合の申請者側の負担軽減なども充分に考慮のうえ、可及的速やかに要件を見直されたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大府市】

現行制度の保護者要件は、親権や法的監護義務を中心に構成されているが、現代においては、家庭環境が多様化しており、親権者等以外が実質的に就学費用を負担し、生活の面倒を見ているケースが存在する。

こうした実態に配慮し、申請主体の要件について、「親権者又は未成年後見人」に限定せず、「就学に要する経費を実質的に負担している者」を申請可能な者として追加する柔軟な制度設計が必要と考える。

ついては、申請者の範囲に「就学に要する経費を実質的に負担している者」を追加する、または、保護者不在時においては、校長の確認をもって申請可能とする例外措置を認める等の対応を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

経済的負担を軽減する趣旨の給付制度であるため、実態的に当該経済的負担を担っている者について当然対象とすべきではないか。

児童又は未成年の生徒について、保護者等以外の者が就学に要する経費を負担する場合は援助の対象とならないが、成人に達した生徒については保護者等であった者以外でも就学に要する経費を負担する場合は援助の対象となると考えられるがその理由如何。

親権者及び未成年後見人が子を監護・教育する権利義務を有するとしても、親権者及び未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合は、権利義務の有無に関わらず、現にその子を監護・教育している親権者及び未成年後見人以外の者に援助を行うことが、特別支援教育就学奨励費の目的に照らしても妥当ではないか。

親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことは妨げないとのことだが、そもそも特別支援教育就学奨励費の目的は保護者等の子に対する教育の義務の履行を支援することのみならず、むしろ特別支援教育の普及奨励を図ること、つまり教育機会均等の確保にある。就学に要する費用を負担している者が、子の監護等の義務を負っているか否かで、国の補助金の支給の有無が区別される合理的な理由はなく、自治体独自の支援に委ねることは適切ではないのではないか。

就学を支援することを目的とした類似の制度である高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度については、主たる生計維持者の収入状況による支給もなされている。また、児童手当については、父母等又は父母指定者に監護・生計維持されていない支給要件児童を監護しその生計を維持する者も支給の対象とされている。特別支援教育就学奨励費についても、これらの制度と同様、法的義務の有無ではなく負担の実態により支給されるべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

御指摘の「未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合」について、まずは、速やかに未成年後見人が選定されることにより、特別支援教育就学奨励費の申請は可能となるが、それでもなお特別支援教育就学奨励費を申請できない支障事例について、実態把握を行った上で、必要な対応策について検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	208	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

「伝統文化親子教室事業(教室実施型)」の応募手続の市町村経由事務の廃止

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「伝統文化親子教室事業(教室実施型)」の応募手続については、提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

「伝統文化親子教室事業」のうち、教室実施型については、応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっている。この取りまとめにあたっては、事務負担が発生しているほか、団体からの申請書類の内容等に不備・不足がないかの確認や、不備・不足がある場合の修正は不要となっているため、市町村を経由せずとも手続自体に支障はないものとする。

＜市内の団体の応募数＞

令和6年度: 12 件(教室実施型)

【支障の解決策】

応募資料の提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とし、事務局から実施事業の情報提供をいただく形に運用変更を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっていることから、事業内容に関する問合せを、伝統文化親子教室事業事務局ではなく、市区町村の教育委員会に尋ねてくることがある。その都度、事業事務局の連絡先を案内することとなるため、事業者及び教育委員会への支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村経由事務が廃止された場合、団体からの資料提出後の手続が短縮され、より迅速な対応が可能となると共に、市町村における事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

「伝統文化親子教室事業」委託実施要項、令和7年度「伝統文化親子教室事業」の募集要項、令和7年度「伝統文化親子教室事業」の募集に係る協力について(令和6年 10 月 15 日付文化庁参事官(生活文化創造担当)事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、柏市、横浜市、川崎市、藤沢市、沼津市、名古屋市、広島市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○窓口となる市教育委員会において、団体からの申請書類の内容の確認や不備、不足の修正は不要とされているが、窓口の県に対して紙ベースでの提出が求められており、その郵送料の負担は市となっている。内容の確認と修正が不要であるならば、文化庁が直接窓口になるべきだと考える。

○伝統文化親子教室事業の事務局が窓口になっているが、応募者が当市を窓口と認識しているために、書類の内容確認や修正依頼等に、多くの事務負担が発生している。なお、令和6年度は68件の応募を受け付けた。

○応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっていることから、事業内容や記載方法等に関する問合せを、伝統文化親子教室事業事務局ではなく、当市担当課に尋ねてくることがある。その都度、事務局の連絡先を案内することとなるため、事業者及び担当課への支障となっている。

○「地域展開型」や「放課後子供教室」との連携について、応募予定の市区町村の担当部局と調整した上での応募を案内している。これ自体は正しいが、「教室実施型」の要項やHPに本内容を複数記載していることから、申請者が誤認し、実際は「教室実施型」の問合せも事務局ではなく市区町村に来やすい状況が発生している。また、現行ではデータ資料と同内容の紙面を両方市区町村に提出することから、二重の事務負担が申請者・市区町村双方に生じ、提出直前の差し替え等も生じている。その他、申請者から事務負担が大きいこと、窓口・データ提出一本化への意見を頂くことがある。

各府省からの第1次回答

文化芸術基本法において、基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働するよう努めることが求められているとともに、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を策定し、実施する主体として位置づけられている。

伝統文化親子教室事業には3つの類型（教室実施型・統括実施型・地域展開型）があり、うち教室実施型は市区町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。

教室実施型を内包できる仕組みにもなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としている。地方公共団体を中心に関係者が連携して、地域の様々な分野の教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの体験機会を提供していくことが期待されており、当該事業を推進することは政策的意義が大きい。

一方で、地域展開型と地域における教室との連携が進まない理由として、実施団体からは「地方公共団体から声がかからなかったため」という声もあることから、基礎自治体である市区町村には地域における教室を把握していただくことで、実施団体との連携の強化を期待しているところである。

また、地域に根付いた伝統文化等を確実に次世代へ継承・発展させていくためには、地域の実情に応じた戦略的・計画的な事業展開が大変重要である。市区町村が地域における教室を把握して「放課後子供教室」と連携した取組の調整を図るなどにより、地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の選択肢を増やす等、積極的な事業展開を進めていただきたいと考えている。

なお、今回御提案いただいた意見を踏まえ、市区町村担当者の負担軽減の観点から、事業者からの問い合わせが市区町村窓口集中する件については、募集案内等に問い合わせの際の連絡先をわかりやすく明示することで対応したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の創出などの事業を行うにあたり、市区町村が地域の教室を把握する手段としては、文化庁ホームページに掲載されている伝統文化親子教室事業の採択団体一覧や、対象地域や分野などから教室を検索できる「マッチングシステム」の利用により必要に応じて直接団体に確認を行うこと等の方法があるため対応が可能である。これらの既存ツールの積極的な活用を促し、国や地方公共団体が相互に連携を図ることで、全国の自治体において、地域展開型と教室実施型の連携等が活発になると考える。

また、当市においては、後援の申請を常時受付けていること、伝統文化に関係するイベントを開催していること等により教室と関わる機会もある。よって、市区町村教育委員会でのとりまとめがなされなくとも、地域の教室の把握、教室との連携は可能であると考えます。

実際、当市においては、令和6年度に地域展開型に一つの教室が採択されているが、この教室は、後援申請により市との繋がりがあった団体であり、教室実施型とは関係なく市との連携がなされたものである。

教室実施型の申請は、市区町村が窓口となっているものの、市区町村では教室からの書類を受け取り、国からの指示により特に内容の確認等も行わず都道府県へ提出することのみであり、前述のとおり地域展開型と教室実施型は市区町村が窓口とならなくても連携が図れている。

募集に関する問合せの際の連絡先を分かりやすく明示することについては、本事業を利用する団体にとって、より理解を深め利用しやすいものとなると考えられることから、対応を進めていただくとともに、実施時期を具体的にお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「教室実施型」の応募先が市区町村の窓口である目的が、市区町村が自らの自治体内で開催する教室を把握し、地方公共団体が主体となる「地域展開型」との連携にあたっての情報として活用してもらうことであれば、伝統文化親子教室事業事務局（以下「事務局」という。）での取りまとめ後に資料一式を関係地方公共団体まで共有することでも達成できると考える。

一方で、「統括実施型」については現状直接事務局へ提出しており、関係地方公共団体へは特段の情報提供がされていないものと認識している。「地域展開型」との連携という点においては「教室実施型」も「統括実施型」も位置づけに大きな差は無いはずであり、「教室実施型」のみを市区町村で受け付ける理由にはならないのではないかと。

まずは「統括実施型」について事務局で取りまとめ後に関係地方公共団体へ資料一式をデータで共有するようにしていただき、将来的には「教室実施型」についても事務局へ直接応募する形に変更の上、同様に情報共有するように変更していただきたい。その場合は事務局の事務負担を軽減するために、申請をデータに1本化するなどの対応が必要になると思われるため、現時点で求めるものではないが、中長期的な課題として引き続き検討してほしい。

なお、「放課後子供教室」との連携については引き続き各市区町村が申請案内をする際に併せて案内することとし、申請や事業に関する問い合わせは直接事務局というように分けるようにするとよいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

地域展開型との連携のため、地域の教室を把握する必要がある点について、市区町村は、文化庁のホームページ掲載情報や教室の検索が可能な「マッチングシステム」の利用が可能となっており、わざわざ市区町村を窓口として、経由事務を行う必要はないのではないかと。

市区町村における事務負担を軽減することで、より一層地域に根付いた伝統文化等の継承・発展に係る業務に時間をかけることが可能になるのではないかと。

各府省からの第2次回答

文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）により、地方公共団体は、文化芸術に関して、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することと規定されております。

過疎化の進行や少子高齢化、伝統文化等を教える講師の不足等により、子供たちの体験活動に格差が生じている地域がある中、地方公共団体には、あらゆる子供たちに等しく伝統文化等の体験・修得の機会を提供することが期待されております。

文化庁としては、伝統文化親子教室事業（地域展開型）の活用等により、地方公共団体が中心となって地域の実情や現場のニーズに応じた自主的かつ主体的な施策を推進いただき、空白地が生じることによって子供たちの体験機会が損なわれるということがないよう望んでおります。そのためにも引き続き経由事務を通じて、地方公共団体における域内の教室の実態把握と新たな教室の掘り起こしの一助にしたいと考えております。

御提案があった事項のうち、「マッチングシステム」の利用については、教室等の情報掲載が審査の関係上、事業開始後の夏頃となること、また、地域の教室を把握するために必要な情報が十分でないと思料されることから、地方公共団体が地域の伝統文化等の振興に係る施策を推進する上で必要な情報を提供できるよう、マッチングシステムの改善を図ってまいります。

また、事業内容や記載方法等に関する問合せ先窓口に関して市区町村に支障が生じているという御指摘については、来年度事業を実施する場合、募集開始のタイミングにあわせて、ホームページや募集案内へわかりやすく記載する等適切な窓口へ案内できるよう対応してまいります。あわせて、市区町村においても、地域の住民へ事業募集案内等の御周知をいただく際に、ホームページ等の活用により、事業内容に関する問合せ先として、当事業事務局の連絡先を記載いただくなど、御協力をお願いしたいと考えております。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	253	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領において、補助事業者が都道府県である場合は進達文書の提出を不要とすること

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4.(4)において、都道府県知事又は都道府県教育委員会(以下「都道府県」という。)が提出することになっている進達文書を、補助事業者が都道府県である場合においては不要とすること。

具体的な支障事例

文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4.(4)において、補助事業者は都道府県を経由して交付申請書を提出するとともに、都道府県においては、その交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して進達することになっているが、補助事業者が都道府県である場合も、同規定に基づいて進達文書を提出する必要がある。補助事業者が都道府県である場合、都道府県としての審査が行われていることは明らかであるにもかかわらず、進達文書を提出することは非効率的であり、これに伴う事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業者が都道府県である場合において、同規定に基づく進達文書の提出が不要となることで、交付申請事務の効率化が図られる。

根拠法令等

文化財保護法、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮崎県

○補助事業者が都道府県の場合における進達文書の提出は、進達文書作成の作業が増え負担である。交付申請を行うにあたり都道府県として検査をしているため、省略しても差し支えないと考える。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4(4)「補助事業者は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県知事又は都道府県教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達する」とある。趣旨では「補助事業者が都道府県である場合、都道府県としての審査が行われていることは明らか」との指摘であるが、申請書によって審査が行われていると確認することは出来ないため、別途審査が行われていることを明示する必要がある。申請と審査は全く異なる行為であり、実施要領では審査の実施について明記している以上、申請に当たっては審査を行う必要があり例外規定も設けていないため、「事業の内容を審査の上、意見を付して進達する」必要が生じる。

なお、都道府県の審査では、補助金の交付を求める事業が法令及び予算に定める適格性を持っているか、補助事業の目的及び内容が適正であって、経費の配分、使用方法、事業の遂行計画が効率的であるかどうか等について留意をする必要があり、これは都道府県が自ら実施する事業においても当然担保される必要があり、同様に示す必要がある。

よって、当該提案については受け入れられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答いただいたとおり、県が自ら実施する事業においても、審査する必要があると考えているが、当県としては、当然審査・決裁をしたうえで申請している。進達文書にこだわらず、

①申請書を改正し、都道府県が申請者(補助事業者)である場合、都道府県による審査が行われていることを確認できる様式にする

②実施要領を改正し、例外規定を設ける

等、より負担のない形で審査を経ていることについて承知いただく方法を検討すべきと考える。実際に非常に非効率なことについて自治体に負担を課している。本当に必要性があるかどうか現場の意見や現状を調査していただきたい。

貴省回答は、実施要領を当然の前提とした回答となっているが、地方分権改革の提案募集においては、実施要領をはじめ、法律改正が必要な場合も含めて検討を求めるものであり、現行の実施要領を前提とするのではなく、真に必要性を検討した回答をしていただきたい。

あわせて、補助事業者が県であるかどうかに関わらず、補助金の交付申請書は全て紙媒体で提出しており、補助事業者から提出された書類の審査や申請書の提出に膨大な時間を要している。申請手続きの電子化については、現在検討が進められていると思うが、その検討方法及びスケジュールを具体的にご教示いただきたい。申請手続きをオンラインで進めることができれば、かなりの事務処理の軽減が期待できるため、進達文書を含めて手続きのオンライン化を早急に実現いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

文化財保存事業費関係国庫補助は各都道府県に事務委任、支出委任をしているが、事務委任者としての都道府県と補助事業者としての都道府県は関係者として異なる存在である。すなわち、各都道府県といえど、一補助事業者でしかなく、都道府県教育委員会(条例の定めにより知事部局としている場合は知事部局。以下同じ。)が審査の上、意見を付して進達することは必要と考えます。すなわち教育委員会の審査を得た上で特段の意見がない、と国において確認ができることが重要だと考える次第です。

ただし、実施要領では「意見を付して長官に進達するものとする」としているとおり、上述の確認が取れるのであれば必ずしも進達を文書で求めているものではないと考えます。

一方、文化財保存事業費関係国庫補助金の補助事業者は、国指定文化財の所有者である個人や零細な法人も含まれ、申請も紙媒体であり、当該申請書の進達も郵送となっており、必然、現状においては進達の際に文書が添付されているものと思料するところです。

新たに提案いただいている手続きのオンライン化については、補助事業者が個人である場合や、大型図版等が添付されている場合もあるため、一律のシステム化は望めないが、クラウドストレージ等を活用してPDF化した申請書をオンラインで提出いただく方法を検討しているところであり、その場合、教育委員会から申請書の格納先と格納したことをメール本文に記載することをもって進達とし、教育委員会による審査を得たものとして代えることは可能と考えているところであり、事務の適正性の確保と効率化の双方が図られるよう対応したいと考えております。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	254	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築

提案団体

奈良県、青森県、福島県

制度の所管・関係府省

警察庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類(以下「銃砲刀剣類」という。)の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。

具体的な支障事例

銃砲刀剣類の所有者が住所を変更した場合や所有者の変更を行った場合、所有者は登録証を交付した都道府県教育委員会又は都道府県知事(以下「都道府県」という。)に届け出る必要があるが、特に都道府県をまたがってこれらの変更が行われた場合の手続きが煩雑であり、対応に苦慮している。
登録証の再交付手続きにおいても、登録審査会で現物確認審査したものが登録原票と一致しなかった場合、当該銃砲刀剣類のデータをすべての都道府県に送付し、一致するものがないか照会を行う必要があるなど、全国の都道府県職員に事務負担が生じているだけでなく、照会手続きに相当の時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国統一的なシステムが構築され、オンラインで手続きが完結することで、登録手続きに係る事務の効率化が図られるとともに、迅速な手続きが可能となる。

根拠法令等

銃砲刀剣類所持等取締法第15条、第16条、第17条
銃砲刀剣類登録規則第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県

○明確な特徴のある銃砲刀剣でない限り、全国照会によって一致する登録が見つかるケースは稀であるが、文化庁により照会の手続が定められており、照会する都道府県・照会を受ける都道府県ともに事務量の負担が大

きく、対応に相当の時間を要している。また、行政上の照会手続等のために、当該銃砲刀剣の所有者である県民を一定期間待たせることとなり、県民にも不利益が生じている状況が認められる。

○銃砲刀剣類の登録手続き(新規・所有者変更等)に係る事務処理軽減が必要。

○各都道府県への現物確認の依頼手続きにかかる時間短縮や簡略化が可能となる。

各府省からの第1次回答

銃砲刀剣類の登録制度の創設以来、登録の手続き等については国において法令によって規定しているが、その事務は都道府県に委任されているところであり、登録を行う主体は都道府県の教育委員会等となっている。地方分権の理念に従い、文化財保護行政についても地方への権限の委譲を推進しているところ、国においては最小限の登録手続きについて規定したうえで、実際の登録事務については各都道府県における裁量を大きく認めてきたところである。そのため、現状として、各都道府県における登録状況について、国は年度ごとに登録件数のみ報告を受けているに過ぎず、登録情報のデータベース化も含めた情報の管理は各都道府県において実施されていると承知している。

提案のあったシステムの構築のためには国が各都道府県における登録情報を網羅的に把握する必要があることや、各都道府県における登録事務の裁量を制限することは地方分権の理念に逆行しかねないと考えが、「具体的な支障事例」に記載のある状況の解消のための方策について、国においても引き続き検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回求めている措置(全国統一的なシステム構築)は、一連の登録手続きのうち、現在各都道府県がそれぞれのシステムにデータ登録・管理している登録内容を、全国統一のシステムで一元管理することとし、各都道府県がそのデータを入力するとともに、照会・確認できるようにするシステムの構築である。

データ管理する登録内容は、銃砲刀剣類所持等取締法による捜査協力の照会にも使用されるため、国で登録事務を行っていた当時から変更は無く、全国で同じ内容であると思われる。統一システムの目的、効果を理解したうえで、都道府県が統一システムに登録する事項を現在の登録事項から選択可能とするなど、工夫次第で、回答のような裁量が制限されるということにはならないと認識。

回答いただいた内容のように、登録情報のデータベース化については、各都道府県において実施されていることと料するが、全国統一のシステムで一元管理することで、都道府県間のやりとりが不要となり、事務の効率化が図られる。

一元管理するにあたっては、全国統一されたシステムへのデータ移行作業等の課題があることも認識しているが、それは一時的なものであり、移行後の事務作業軽減の効果やシステムの構築・維持費用を鑑み、都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面や申請者の利便性向上の面から、大変有益なものとする。

なお、前述のとおり銃砲刀剣類所持等取締法に係る捜査協力のデータ照会もあるため、警察署からもデータ照会が可能とした場合、都道府県の刀剣登録担当のみならず、警察事務の軽減にも寄与することができると考える。

このため、本提案に係る登録事務の負担軽減に資するよう、前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

「具体的な支障事例」に記載のある状況については、国における統一的なシステムの構築が必ずしも必要なものではなく、各都道府県間での情報共有が円滑になされることによって一定解消されるものであると考えられ

る。また、仮にシステムが構築されても、全ての都道府県が現有のデータを完全にシステムに移行する作業を完了しない限り、本来の機能を十全に発揮することができず、逆に複数の確認作業が必要となるリスクがある等の課題がある。

他方、今回の提案を踏まえた上で、文化庁においては各都道府県の銃砲刀剣類登録事務担当者の連絡先一覧を作成・共有したところであり、また、年内には各都道府県における登録事務の具体的な支障に関する調査を実施する予定としている。連絡先一覧の活用状況や今後の調査も踏まえ、各都道府県における銃砲刀剣類の登録にかかる負担が軽減するよう、引き続き検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	265	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。

具体的な支障事例

事業参加者が配置後に中途退職した場合、可能な限り通年で補充対応できるようにするといった運用改善がされているものの、実際には補欠者がいないなどの理由により、補充されないケースが生じている。後任者が速やかに補充されない場合、学校の教育計画や授業プログラムを大幅に変更するなど、子どもたちの外国語や文化の学習機会が損なわれており、自治体においても国際交流イベント等の円滑な運営に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中途退職が生じた場合や補欠者がいない場合であっても、早期来日が可能となるような調整や配置対応といった補充措置を講じることにより、任用団体における教育機会の確保につながる。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、「平成 24 年度 JET プログラムの運用改善について（通知）」（平成 23 年 10 月 20 日総行国第 314 号、外広文人合第 1028 号及び 23 初国教第 171 号）、「平成 25 年度語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)の運用改善等について(通知)」(平成 24 年9月 21 日、総行国第 366 号、外報文人合第 1039 号及び 24 初国教第 109 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、大分市、沖縄県

○JET プログラムによって招致した国際交流員を県内学校に派遣しているが、学校によっては半年以上先の派遣授業が決まっているため、中途退職による補充者がいない場合、代替授業を準備する必要があり、学校・自

治体の双方に負担が生じる。

各府省からの第1次回答

JET プログラム参加者が中途退職した場合、当期において来日可能な補欠者を随時あっせんしている。これまで中途退職による欠員が生じた任用団体より、中途退職と補充要望に関する届出は別々に提出を受けていたが、今年度より提出を同時に受けることで、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

引き続き、中途退職が生じた場合の迅速な補充者のあっせんをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答の繰り返しになるが、昨年度までは、中途退職と補充要望に関する届出は、中途退職による欠員が生じた任用団体より、別々の様式と送付先にて提出を受けていたため、その後の補充要望が、どの中途退職者によるものか紐づけの処理が必要であった。そのため、今年度より様式・送付先ともに一括管理（同一の様式内に中途退職と補充要望に関する情報を記載させるとともに送付先を統一）することにより、提出方法を見直し、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	266	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業における4月来日者のあっせん通知及び連絡解禁時期の早期化

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

4月来日者については、あっせん通知(2月下旬)から参加者への連絡解禁(3月上旬)、参加者の来日(4月上旬)までの期間が非常に短いことから、4月上旬の受入れに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

任用団体への通知から任用行為までの期間を十分に設けることで、参加者の受け入れ準備をより円滑に行うことが可能となり、参加者への要望確認や連絡調整等より丁寧な事前対応を行うことで、受入に万全を期することができる。さらに、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待される。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)に係る4月来日者のあっせんについて(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、沖縄県

○当県では、JET プログラム参加者の住居や生活用品等について、前任者から引き継ぐことも多く、連絡解禁日が遅いことで引継ぎの意向確認ができず、前任者の退去準備にも支障をきたしている。(状況によっては、物品の処分も必要になる。)
また、3月～4月は新年度の切り替えタイミングでもあり、担当者の引継ぎ準備と来日準備が重なり、十分な受入れ準備ができない可能性もある。

○新規来日 JET 参加者の住宅手配等の準備期間が短く対応に苦慮しているため、あっせん通知をより早くしていただければ、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待されと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

前提として、参加者募集は、夏の来日に間に合うスケジュールで作業を行っている。春来日は、中途退職者の補充など、例外的に行っている措置である。現在、以下のスケジュールで作業を行っている。
英語圏の外国語指導助手 (ALT) 及び国際交流員 (CIR) については、例年 9 月から各国で募集開始し、1 月から 2 月上旬にかけ在外公館が書類 (一次) 及び面接 (二次) による選考を実施し、2 月中旬までに推薦者を取りまとめ報告を行っている。募集・選考作業は、全体の 9 割超を占める夏来日を念頭に実施しており、例外的に対応している 4 月来日に合わせて、全体の作業日程をこれ以上前倒しすることは、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。
配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、1 月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、任用団体は予算確保の見通しが立てられないこととなるため、要望調査の期間短縮は困難である。
また、外務省から自治体国際化協会への推薦者リストの送付後は、約 10 日程度であっせん作業を行っており、これ以上の作業短縮は、困難である。
以上より、スケジュールの見直し (前倒し) について、現時点での対応は困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

春来日は例外的に行っている措置とのことだが、JET 参加者招致までのスケジュール表によると中国、韓国、ブラジル、ペルー、一部英語圏は主に 4 月に来日することとなっており、9 割は夏来日だが、残りは 4 月来日である。
そのため、募集・選考作業は夏来日を念頭に実施しているとのことだが、4 月来日と夏来日で募集・選考作業のスケジュールを分けるなど、受入側の事務負担軽減を考慮した柔軟な対応を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

1 次回答の繰り返しになるが、英語圏の外国語指導助手 (ALT) 及び国際交流員 (CIR) については、例年 9 月から各国で募集開始し、1 月から 2 月上旬にかけ在外公館が書類 (一次) 及び面接 (二次) による選考を実施し、2 月中旬までに推薦者を取りまとめ報告を行っている。全体の作業日程を複数設けることについては、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。また、配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、4 月来日に向け、1 月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、多くの任用団体は予算確保の見通しが立たない段階で調査への回答を求められることとなるため、要望調査の時期の前倒しは困難である。以上より、スケジュールを複数設けることについても、現時点での対応は困難である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	269	重点募集テーマ	〇(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

保育施設に関しては、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日事務連絡)等において、土曜日・お盆・年末年始等の利用児童が少ないときには、近隣の保育施設が連携し、1箇所の保育施設で共同保育することが認められている。この場合、1箇所の保育施設で実施した場合であっても、各保育施設で実施したものと取り扱われる。

一方、幼稚園に関しては、長期休暇中に預かり保育を実施する際に、近隣の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育が可能であるかについては、示されていない。公立幼稚園については、地域における幼児教育環境の維持のため、過疎化が進む地域等でも運営を行っているが、園児数の減少が著しい。そのため、預かり保育についても、多くの日でごく少人数で行っているが、預かり保育を実施するには各園で最低2人以上の職員の配置が必要とされるため、預かり保育の事業の維持継続が困難になりつつある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園が長期休暇中に実施する預かり保育は、保育時間が朝から夕方までの長時間に及ぶ。しかし、個々の幼稚園ではいずれも預かり保育の利用者が少ないため、こども同士の交流を求める声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

こどもにとっては、保育時間が長い長期休暇中の預かり保育であっても、共同保育により一定の集団の中で生活することで、他のこどもと関わる機会が持てることになり、こどもの成長につなげることができる。また、公立幼稚園の運営主体である地方公共団体にとっても、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことで、預かり保育を提供する職員体制が取りやすくなり、サービスの維持継続が可能となるだけでなく、預かり保育の実施日数を増やして保護者の利便性の向上につなげることができる。

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)
児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号
子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、小牧市

—

各府省からの第1次回答

預かり保育をはじめとした教育課程に係る教育時間の終了後や長期休業期間中等に行う教育活動の実施にあたり、複数の施設が連携して1つの園で共同保育を行うことも、法令上は妨げられておりません。

ただし、幼稚園教育要領においては、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の実施にあたり、教育課程に基づく活動を考慮するとともに、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること等が示されています。

よって、複数の施設が連携して1つの園で教育時間の終了後等に共同保育を行う場合も、他施設に通っている幼児と交流する活動の一環として考えていただくとともに、各園の担当者が幼児の活動内容や健康状態等についてお互いに引継ぎを行うなど、緊密な連携を図っていただくようお願いします。

なお、1か所の公立幼稚園において、長期休業日、休日を含め、在籍園児とともに他園の園児を非在園児として預かる場合においては、一時預かり事業の対象とすることができる場合もあります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答に記載された、1か所の公立幼稚園で実施する一時預かり事業については、一般型一時預かり事業を指すものであると考えられる。この場合、保育従事者のうち2分の1以上を保育士として配置する必要がある。一方、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に基づく預かり保育（以下まとめて「預かり保育」という。）においては、保育従事者のうち3分の1以上を保育士または幼稚園教諭の普通免許状を有する者とする配置基準が設けられている。

以上を踏まえ、預かり保育を実施する幼稚園同士が共同で保育を行う場合には、一般型一時預かり事業との併用ではなく、複数の幼稚園が連携して1つの園で共同保育を実施することが可能であることを、制度上明確化することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

複数の幼稚園が連携して1つの園で共同保育を行うことは、法令上妨げられておらず、また、幼稚園における預かり保育の実施にあたっては、子ども・子育て支援法第59条に基づく一時預かり事業の要件を満たさない預かり保育によって実施することも可能です。

共同保育を行う場合には、各園の担当者同士で緊密に連携を図っていただき、適切に対応いただくようお願いいたします。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第 1 次回答

回答については別紙。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考え。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示したい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	304	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限の見直し

提案団体

島根県、三重県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文部科学省が通知する特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限について見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
都道府県から国への実績報告については、「特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」により、負担(補助)事業完了の日から 30 日を経過した日又は補助金等の交付の決定をした年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとなっている。
しかしながら、実際は文部科学省からの連絡により、実績報告書の提出期限が定められており、その提出期限が4月の早い時期(参考:令和5年度は令和6年4月3日提出締切)となっていることから、年度末から年度始めの極めて短期間で、各学校での取りまとめや都道府県教育委員会での集計作業を行わなければならない、職員にとって大きな負担となっている。4カ所の分教室を持つ学校の例によると、実績払とされている費目については、終業式(3月 25 日頃)分の請求明細を待って集計するため、当該学校では県への提出までの一週間、正規職員2名、会計年度任用職員1名、人材派遣1名の4名が専ら実績報告書の業務を行っている。また、当県教育委員会では、文部科学省への提出締切に合わせ県内 12 校の集計業務に、正規職員1名と会計年度任用職員1名が2日かけて事務を行っている。

【支障の解決策】
実績報告の提出期限について、現行から後ろ倒しするよう見直していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理に要する時間が確保され、内容の精査に時間をかけることができ、正確性の向上に繋がる。
また、職員の事務負担の軽減及び時間外勤務の削減に繋がる。

根拠法令等

特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、栃木県、足利市、高崎市、川崎市、滋賀県、大阪府、兵庫県、熊本市、沖縄県

○提案団体同様、県教育委員会での集計作業を短期間で行わなければならない、職員にとって大きな負担となっている。

○転籍等で追加の支給になる場合等に、4月初めの実績報告だと漏れが発生してしまう恐れがあるため、実績報告を後ろ倒しにするという案に賛同する。

○実績に計上する経費のうち、一部の経費が実績報告に反映できない。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費の実績報告については、文部科学省において、各都道府県より提出された実績報告の内容確認及び修正に時間を要することを踏まえ、例年期限を設定している。

例年提出期限後に、提出された内容に対して各都道府県と確認及び修正に係るやり取りを行う必要があることから、実績報告の提出期限を後ろ倒しした場合、当該補助金の額の確定通知の発出も後ろ倒しとなることが想定される。

都道府県においては、文部科学省より発出する当該補助金の額の確定通知をもって出納整理に係る作業を行う必要があることから、当該通知の発出が遅れた場合、各自治体での作業に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、実績報告の提出期限を後ろ倒しとした場合の影響について、各自治体への実態把握も行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提出期限の設定理由については承知している。一方、特別支援教育就学奨励費の実績報告における事務処理においては、各学校でのとりまとめや都道府県教育委員会での集計作業に多大な時間を要しているところ。第1次回答のとおり、実績報告の提出期限を後ろ倒しにすることについて、自治体の意見を踏まえつつ積極的な見直しの検討をお願いしたい。については、措置を講じるにあたって、実態調査等具体的なスケジュール等お示し頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

実績報告の提出期限を後ろ倒しにすることの影響について、9～10月頃を目途に複数の自治体に対して聞き取りを行う予定であり、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	308	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立高等学校における高等学校産業教育施設台帳の整備事務の廃止

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校産業教育施設台帳について、公立高等学校を台帳整備の対象から除外し、台帳の作成及び報告に係る事務を削減するよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

学校教育設備整備費等補助金(旧産業教育振興費国庫補助金)を活用して整備された学校教育設備(高等学校産業教育設備)について、高等学校は高等学校産業教育設備台帳(以下「台帳」という。)を作成及び保管し、毎年度都道府県教育委員会に報告をすることとされている。この台帳は、現有状況や投資状況、補助対象か否かなどを整理する様式となっており、その多くの項目は次年度以降の補助申請を想定したものと考えられる。平成15年度の学校教育設備整備費等補助金交付要綱改正により、公立高等学校が補助対象外となったが、それ以前に設備を整備した高等学校は、台帳の作成及び教育委員会への報告を現在も継続しており、台帳整備の趣旨を鑑みると、必要性の低い事務が継続していると考ええる。具体的には、台帳作成に当たって必要となる基準金額、現有金額(現有率)及び投資金額の算出、毎年の作業依頼などが負担となっている。また、高等学校産業教育設備台帳実施要綱において別途通知すると規定されている台帳の保存期間の通知が発出されておらず、台帳の保管業務も負担となっている。

【支障の解決策】

公立高等学校については、台帳整備の対象から除外し、各高等学校の台帳作成及び都道府県教育委員会への毎年の報告に係る事務を削減していただきたい。
それが困難である場合、公立高等学校においても現行様式における台帳の整備が必要である法令上の根拠を示すとともに、台帳の保存期間を通知していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県教育委員会及び公立高等学校事務における台帳作成及び保管の業務負担の削減につながる。

根拠法令等

学校教育設備整備費等補助金交付要綱(旧「産業教育振興費国庫補助金交付要綱」、高等学校産業教育設

備台帳実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県

○既に公立高等学校が学校教育設備整備費等補助金の補助対象外であり、台帳を整備する目的が希薄になっていると考えられるため。また、台帳の作成に当たり、学校及び各教育局における作業量が多く、業務を担当する職員の負担となっているため。

各府省からの第１次回答

高等学校産業教育設備台帳等については、産業教育振興法に基づく国庫補助事業の適切な執行に資するため、補助対象施設・設備等の整理を行うものである。

他方で、現在では公立学校における産業教育設備整備については地方交付税措置が講じられているところ、産業教育の振興の観点から、各高等学校において関係法令を踏まえた整備がなされているか、設備整備の状況を把握するために当該台帳を用いている自治体もあるほか、財産処分を行う際の根拠資料として用いる場合もある。

これらの状況と各自治体の状況を踏まえ、高等学校産業教育設備台帳等の取扱いを検討し、令和7年度中に整理を行う。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成15年度の学校教育設備費等補助金交付要綱改正後、公立高等学校が補助対象外となっていることから、学校教育設備整備費等補助金を活用して整備された学校教育設備に係る台帳整備は、形骸化している状況にある。

当県では、各高等学校の設備整備状況の把握は、高等学校産業教育設備台帳とは別に教育委員会の中で整備した設備をリスト化し管理しているデータも用いており、状況把握や財産処分の資料として当該台帳を用いている自治体があるからといって、すべての自治体に引き続き台帳整備を義務付ける必要はないと考える。

公立学校及び教育委員会での台帳整備に係る事務負担が生じている現状を踏まえ、事務の削減につながるよう前向きにご検討いただき、早急に整理を行っていただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

設備整備の状況を把握するために当該台帳を用いている自治体もあるほか、財産処分を行う際の根拠資料として用いる場合もある一方で、ご指摘のとおり、高等学校産業教育設備台帳とは別途、産業教育の用に供するものを含む設備等を一覧化し、管理している自治体があることも承知している。こうした類似の台帳を複数整備している自治体があることも踏まえ、高等学校産業教育設備台帳の取扱いについて検討を進め、令和7年度中に整理を行う。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理 番号	309	重点募集 テーマ	〇(人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

補習のための指導員等派遣事業について、義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師がスクール・サポート・スタッフ等を兼務することの取扱いについての明確化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師について、非常勤講師としての任用期間内にスポーツ庁が制度を所管する小中学校の部活動指導員として任用されることは可能となっているが、文部科学省所管の「補習のための指導員等派遣事業」による教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ。以下「SSS」という。)や副校長・教頭マネジメント支援員として任用することに関する取扱いが明確ではない(その一切が不可であるのか、厳格な経費区分ができていれば可であるのか)が不明確。
そのため、例えば中山間地域など地域人材が潤沢でない地域では、SSS を十分に確保することが難しく、教員の負担軽減に繋がっていない。
【支障の解決策】
勤務時間の管理及び報酬の経理を厳格に行うことを前提とした上で、義務教育費国庫負担金制度を活用している非常勤講師であっても、補習のための指導員等派遣事業の補助金の対象とできる旨を要領、Q&A 等で明示していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、適切な人材確保ができず配置できていない SSS について、配置が可能となり、教員の負担軽減につながる。

根拠法令等

補習等のための指導員等派遣実施要領(平成 25 年3月 25 日初等中等教育局長決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、静岡県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師に、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねさせることについては、これまでも、ご指摘のようにそれぞれの職務に従事する勤務時間が重ならないよう適切に任用し、その給与について当該国庫負担金と当該補助金の重複支給とならないよう厳格な経費区分ができる場合については可能としている。こうした運用が明確となるよう、本年度中に、都道府県・政令市教育委員会の担当者に提供している、当該補助金の執行等に係る文書の記載内容を見直してまいる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

記載内容を見直していただくことにより運用が明確となり、義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師に、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねられる場合、より多くの方に教員業務支援員等として勤務していただくことが可能となり、教職員の負担軽減を図ることができる。と考える。

見直しの時期に際しては、令和8年度予算要求に間に合うよう、速やかに修正のうえ周知を頂くよう配慮を求める。

また、記載内容の見直しに際しては、運用を明確化する観点から、以下の文書の様に「義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外する」といった趣旨の記載がある文書については、確実な削除及び修正を求める。

1 補習等のための指導員等派遣事業実施要領(令和7年3月12日一部改正)

7 その他留意事項(1) 地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。

2 補習等のための指導員等派遣事業 Q&A(令和7年度版)【4 申請手続きについて】

問4 実施要領「5費用(2)補助対象経費の取扱い」について、「国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること」の趣旨如何。

答 義務教育費国庫負担金をはじめ、情報通信技術支援員(ICT 支援員)や特別支援教育支援員等の地方財政措置がされているもの、観察実験アシスタントや日本語指導者、母語支援員等の国の他の補助金等を充当している事業は対象外となることなど、補助対象経費の経理を厳格に行うこと。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人材確保が困難な地域において持続可能な教育環境を実現するためには、柔軟な人材運用が不可欠である。しかし、義務教育費国庫負担金による非常勤講師の取扱いが不明確であることから、人材の適切な配置に支障が生じている。こうした状況を踏まえ、本提案については特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

実施要領等の改正については、令和8年度事業の執行に係るスケジュールも考慮した上で関係省庁との調整を進めてまいるが、本提案事項にかかる対応方針(他の補助金との間の運用の明確化)については、令和8年度予算要求のスケジュールも考慮した上で、できる限り早期に都道府県・政令市教育委員会の担当者に周知してまいる。

また、改正後の具体的な記載内容については、第一次回答でお答えしたとおり、他の補助金との間の運用が明確となるよう、「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」等の規定について見直してまいる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	343	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)第23条第1項に規定される教育委員会の職務権限の特例に、博物館法で規定する博物館登録事務を加えるよう規定の見直しを求める。

具体的な支障事例

地教行法第23条第1項では、教育委員会の職務権限に規定されている業務のうち、特例として地方公共団体の長が管理及び執行することとできる事務を規定している。
当県では、令和5年度に、地教行法第23条第1項に基づき文化財行政を知事部局に移管し、既に知事部局に移管していた文化行政と一体的に推進するため、条例や規則等の所要の改正を行ったが、この際、特例として認められていない博物館登録事務も移管できるものと考え改正を行い、後に知事部局へ補助執行するよう訂正する事態が生じた。
現状、文化財の保護に関する事務を知事部局に移管した都道府県のうち、博物館登録事務を知事部局に補助執行または事務委任している都道府県が4割程度で存在し、博物館登録事務と文化財の保護に関する事務が関連すると整理している自治体が一定数あると考える。
このため、地教行法第23条第1項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することが適当と考える。
なお、博物館法に関する事務のうち、都道府県営施設に係る事務は地教行法第23条第1項により知事部局に移管できるが、市町村や民間等の都道府県営施設以外に係る事務は移管できないものとなっており、法解釈が複雑である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

博物館法に基づく事務すべてを知事部局に移管し、同一部署で所管することが可能となる。
法令解釈が明確となり、地教行法第23条第1項による知事部局への移管における法規関係事務の効率化につながる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、博物館法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

○当県においては、法令に「移管できる」規定を追加することについて支障はない。

各府省からの第1次回答

博物館の登録は、登録事務のみならず、登録の基準の制定、運営の状況に関する報告、是正に向けた勧告・命令、登録の取消し等を含む博物館行政の一部として行われるものであり、文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるとともに、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。また、博物館登録事務を文化行政と一体的に推進することについては、登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。以上により、地教行法第23条第1項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能であるが、補助執行を行った場合でも、法律に基づく申請書類は教育委員会あてとする必要があるため、問合せ先の誤りや申請書類の誤送付が発生しやすく、申請者の混乱を招くとともに、調整に係る事務担当者の負担が生じる。社会教育行政の観点が必要で、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請される事務であっても、それだけで知事部局に移管することができないとするのは適切ではない。実際、県の博物館の設置・管理は知事部局に移管することが可能となっている。移管時に教育委員会の意見を聴くことを義務とするなど、社会教育行政の観点、政治的中立性や安定性・継続性を保障するルールを設ければ足りると考えるが、見解如何。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和元年の第9次地方分権一括法の成立により、公立博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することが可能となったが、この際に博物館登録事務が対象とされなかった理由如何。「登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。」について、委任・補助執行では意思決定に時間を要する点や責任の所在が不明確となるなどの課題がある。「文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるとともに、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。」について、社会教育行政の観点が必要であるからといって、首長部局へ移管できないとするのは適切ではなく、個々の事務の性質や自治体の実情等を十分に考慮した上で、検討されるべきではないか。首長部局へ移管するための条例制定の際に教育委員会の意見聴取を条件とすることなどで懸念は解消できるのではないか。提案団体によると、文化財保護に関する事務を知事部局に移管した都道府県のうち博物館登録事務を知事部局に補助執行または事務委任している都道府県は4割程度であり、文化財保護に関する事務と博物館登録事務は密接に関連している。文化財保護と併せて博物館登録事務を首長部局において一体的に実施することで、地域の資源を観光振興や街づくりに効果的に活用できると考えられるが、見解如何。

各府省からの第2次回答

博物館法に基づく登録事務は、社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性を担保することが求められる

とともに、公立・私立を問わず域内の博物館全てに対して影響を及ぼすものであり、地教行法第 23 条第 1 項に規定されている個別の公立博物館の設置、管理及び廃止に関する事務と同種と見なして首長部局への移管を認めることは困難である。

他方、文化行政は首長部局への移管が可能であることを踏まえ、登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行った場合の手続き上の課題等を含め、今後の改善方策について検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	364	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

災害時情報共有システムの対象施設の拡大

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

災害時の情報収集について、保育所や認定こども園(幼稚園型を含む)、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。

具体的な支障事例

- ①県や市町村では、保育所や幼稚園を同一の部署で所管している場合もあり、施設ごとに報告方法が異なるのは、職員の混乱を招く。
- ②災害時情報共有システムでは、施設が被災状況を入力すると、市町村、県、国の3者が災害状況をすぐに把握できるが、幼稚園の場合は園→市町村→県→国と順にメール等で報告していくため、被災状況の把握に時間を要する。また、職員の報告に要する事務作業が発生する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼稚園や保育所、認定こども園等園の形態に関わらず統一した報告方法となることで、災害時情報共有システムの利便性がより高まり、災害情報の迅速な収集及び事務効率化を図ることができる。

根拠法令等

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について(令和6年11月6日付こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県

○災害発生時に災害対応機関が横断的に共有すべき災害情報を共有のシステムで集約することにより、被災状況等を早期に把握することができる。
○提案団体同様、幼稚園についての災害時の被害報告については、メールで照会を行っている現状あり。

各府省からの第1次回答

【こども家庭庁】【文部科学省】

文部科学省では、災害発生後、都道府県等から幼稚園を始めとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校、社会教育施設、社会体育施設等の文教施設に関する人的及び物的被害状況について情報収集を行っている。また、災害規模等に応じて、これら文教施設について追加の情報収集や情報の精度向上のため、同時かつ同じ手法により情報収集に努めているところである。

このような中で、幼稚園のみを独立行政法人福祉医療機構(厚生労働省とこども家庭庁の共管)が運営する災害時情報共有システムで情報収集することは、文部科学省が文教施設全体について迅速に情報をとりまとめる中においては情報の内容、精度に差が出てくるおそれがある。加えて、災害時の幼稚園にかかる被害情報収集を独立行政法人福祉医療機構に委託するには、新たに発生する費用の確保が必要になること、自治体側においても教育委員会が新たに福祉担当部署等との業務調整が必要となる場合が考えられることなど、慎重な検討が必要である。

このことから、幼稚園については文教施設の一つとして、従前どおり文部科学省が行う文教施設の情報収集の中で行う必要があると考えている。

なお、幼稚園を含む学校にかかる災害時の被害情報収集の方法については、既存の文部科学省 WEB 調査システムの活用も含め、引き続き見直しを行い、今後とも自治体の負担軽減に向けて検討していく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、被災状況を様式に記入し、幼稚園から市町村、市町村から県、県から国へメールにより伝達していく手法は、各段階で取りまとめが発生し、情報取得に時間を要する上、職員の作業負担が生じている。

また、情報は随時更新されるため、何度も取りまとめ及び報告が必要となり、職員の負担が増え、最新情報の反映漏れ等人的ミスを誘発する恐れもある。加えて、保育所等と幼稚園を同じ部署が所管していることも多く、それぞれで被災報告の方法が異なることが職員の混乱を招き、人的ミスを誘発する原因となっている。

以上のことから、保育所等と幼稚園の被災報告を異なる手法で行うことは地方公共団体の実態に合っており、またメールによる方法は非効率であり、精度にも不安が残るため、幼稚園からの被災報告を市町村、県、国が同時に確認することができるよう災害時情報共有システムの活用を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

文部科学省では、教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減、即時的な可視化等による学校現場や教育委員会の負担軽減にも資する「文部科学省 WEB 調査システム(EduSurvey)」を構築、運用している。

そのため、現在文部科学省では、災害時において、幼稚園も含め学校の被害状況等の情報収集についても、「EduSurvey」を活用する方向で検討を進めており、平時にも使用され学校現場や教育委員会におけるシステムの習熟度が高い「EduSurvey」を活用できれば、教育委員会等における被害情報のとりまとめ作業について、データ統合の手間や統合ミスの削減、被害情報の即時の確認が図れると考えている。

また、自治体における保育所等と幼稚園を所管する部署については、教育委員会と首長部局いずれかの部局

に一元化している自治体もあれば、教育委員会が担っている自治体もあり、幼稚園の被害情報をとりまとめる体制は自治体毎に様々に異なっている。

文部科学省としては、既存の「EduSurvey」を活用して被害情報を収集することが効果的かつ効率的であり、幼稚園を含めた学校の被害状況等を一体的に把握する必要があると考えているが、自治体の業務負担の軽減に資するよう、災害時情報共有システムも参考とするなど、引き続き、自治体の意見も聞きながら、混乱がない報告方法となるよう検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	365	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県経由事務の廃止

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)で実施する事業について、「私立幼稚園施設整備費」同様、国から事業者への直接補助とすることを求める。

※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求めており、事務処理及び会計処理は引き続き都道府県が担うことを想定し、都道府県の関与なく事業実施を求めるものではない。

具体的な支障事例

文部科学省が所管している教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)は国1/2、事業者1/2で、県負担はないものの、教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条により交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」とされていることから、都道府県を通じて事業者に補助する仕組み(間接補助)となっており、予算上国費の受入れをしなければならない。

※同様のスキームで市町村への間接補助となっていた「認定こども園施設整備交付金」については「保育所等整備交付金」と一本化され、現在は市町村への直接補助となっている。

そのため、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。また、国費が事業者に対する間接補助となるため、年度末の国からの交付決定を受け、年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。加えて、地方自治体では、担い手不足等の人材面の課題を抱えている一方、災害対策やデジタル化の進行など、期待される役割や行政サービスの在り方が複雑化・多様化している。こうした状況を踏まえ、地方自治体ではより一層の事務負担軽減、効率化が求められているところであるが、当該業務は必要性が乏しいにもかかわらず、事務負担が大きいことから、他の必要性が高い業務に割く人手や時間を奪っており、延いては事務の円滑化・住民サービス向上への大きな支障となっている。

【令和6年度の該当件数】

- (1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備: 58 件
- (2) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援: 2 件
- (3) 認定こども園等の業務体制への支援: 0 件
- (4) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援: 38 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県における予算編成、支払い事務が不要となり大幅に業務負担等が軽減される。また、県の予算規模、予算編成のタイミングにかかわらず、事業者に対し必要な額を措置することができる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第3条、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領別紙1、別紙2、別紙3、別紙4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、大阪府

○当県においても翌年度の活用希望の確認や予算計上に係る事務及び国の要綱要領に合わせた県要綱の改正に係る事務等の負担が大きいと感じる。

【令和6年度の該当件数】

- (1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備: 18 件
- (2) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援: 3 件
- (3) 認定こども園等の業務体制への支援: 0 件
- (4) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援: 38 件

各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は教育基本法第11条の規定に基づき、幼稚園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施する場合に、国がその経費を補助する事業である。そのため、都道府県事業に要する経費は当該都道府県において予算計上するものとする。また、現在、都道府県は、地域や事業者の実情に応じて、補助金を交付する裁量を有しており、仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性がある。なお、「具体的な支障事例」として記載されている「年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。」という点については、自治体から詳細の状況を聴取した上で、改善策について検討したいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答に記載の都道府県の裁量については、実務上、国の定めた要綱等が詳細に定まっており、それに照らして全ての申請を受け付けているため、都道府県に裁量の余地はない。「仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性がある。」とあるが、例えば、国へ要望した交付金額よりも、決定額が少ない場合は、その減少割合を事業者へ一律に按分して交付するほか、概算払いの金額と実績報告時の金額に差異がある場合は、事業者ごとに差額分を返還いただいております。スキームを変更した場合でも、補助金の額に影響が出るなどの支障は生じない。以上を踏まえ、各都道府県の実態を確認の上、支障の有無を適切に判断いただき、スキームの変更について前向きにご検討いただきたい。なお、年度末の非常にタイトな事務処理期間については、改善を図っていただきたく、具体的な検討スケジュールの見込みを提示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
手挙げ方式による検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

「事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性」について、実際に影響があるのかどうかを含め、都道府県の実態把握を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

本交付金は、都道府県が事業を実施する場合に、国がその経費を補助するものであり、事業の実施方法や交付金の配分方法の詳細については都道府県により異なる点もあるため、実態把握を行いつつ、スケジュール等の見直しについて検討を行うこととしたい。その際、スケジュールについては、令和7年度から交付決定時期の早期化を図っており、すでに見直しを行っているため、その効果や影響も踏まえて、検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	377	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

市街地再開発事業における公募によらない特定建築者の対象の拡充

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当市が施行中の市街地再開発事業において、当市が設置する公立大学法人(以下、「A 大学」という。)の医学部附属病院(以下、「B 病院」)の整備に向けて検討を進めるという方針が決定したため、その事業スキームを検討しているところである。

当市では、これまで A 大学が直接、病院整備を行ってきた。そのため、今回の市街地再開発事業においては同大学を公募によらず特定建築者として選定し、整備を進めていきたいが、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定により、現状では同大学を公募によらず特定建築者に選定できない状態となっている。

特定建築者を公募とした場合、B 病院以外の病院が応募できることとなり、地域からの要望や当市の方針に沿わない病院整備が行われる可能性があるため、B 病院を整備するためには、当市が特定建築者とならざるを得ない。

また、当市が特定建築者として病院を整備する場合、A 大学との連携・協力が必要となるが、別組織であるため指揮命令系統が異なることから組織体制を見直す必要があるのに加え、病院整備・運営に関するノウハウは同大学に比べ乏しいことから、同大学が直接整備するよりコストや時間を要する可能性が極めて高い。

都市再開発法第 99 条の 3 第 1 項の趣旨として、逐条解説によれば、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合は、これらの公益的性格等に鑑み、公募によらなくてもよいこととされており、A 大学はこれらと同様に公益的性格を有する法人(地方独立行政法人法第 2 条)であることから、法の趣旨にも合致するものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和 6 年 9 月 2 日に現在 B 病院がある区の公職者連絡会から市長あてに、B 病院が老朽化していることから、当市が施行中の市街地再開発事業の事業用地への移転改築に向けた検討を進めるよう要望されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで同様、A 大学が病院整備を行うことができるようになり、利用する医療従事者の意見を最大限反映した使いやすい医療施設を整備することが可能となる。

医療従事者にとって使いやすい医療施設となることは、より適切な医療の提供につながり、市民に対して安心・安全な医療を提供することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 99 条の 3、都市開発施行令第 40 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

提案内容を踏まえ、都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討を行うこととしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

公募によらない特定建築者の対象を拡充することは、長期化している当市の市街地再開発事業の早期完了に資するものであり、また、公立大学法人は、都市再開発法第 99 条の 3 に定めのある国、地方公共団体など同様に公益的性格等を有していると考えている。当該病院は老朽化により早期の建替えが喫緊の課題となっており、令和 8 年度中には病院整備事業を実施したいと考えていることから、迅速に検討に着手いただくとともに、前向きな議論をしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

都市再開発法第 99 条の 3 及び都市再開発法施行令第 40 条の 2 の規定における公募によらない特定建築者について、提案を踏まえて対象拡充の可否について検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	380	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

学校基本調査規則によって調査した数値に係る調査票情報の二次利用申請を不要とすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

普通交付税算定業務において基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしているが、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、当該事由による申請は不要となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第 33 条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしている。

【支障事例・制度改正の必要性】
当該申請は3年に1回行う必要があることに加え、成果報告を毎年行う必要があり、事務作業に時間を要している。

【支障の解決策】
普通交付税算定業務における基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値については、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、調査票情報の二次利用申請を不要とするなどの制度改正をすることで支障が解決すると考える。
また、総務省が直接文部科学省から数値を入手できるような仕組みを整えることで、地方自治体の事務負担を軽減できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改正により、地方自治体の事務負担を大幅に軽減できると考える。

根拠法令等

統計法第 33 条、統計法第 33 条の運用に関する事務処理要綱(文部科学省)、普通交付税に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、浜松市、熊本市

○普通交付税算定時における他の調査時では発生しない、申請・変更の報告及び成果報告の事務作業が学校基本調査時では発生しており、事務負担が生じている。

各府省からの第１次回答

現状、文部科学省の二次利用申請については、総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成した「統計法 33 条の運用に関する事務処理要綱」により運用している。今般、地方自治体より当該事務に係る負担軽減の要望があったことから、「地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出」を目的とした学校基本調査に係る調査票情報の二次利用申請については、申請手続きの簡略化を検討し、二次利用申請の事務負担の軽減に向けた具体的な運用等について、統計制度を所管する総務省と協議する。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

文部科学省の定める事務処理要綱の位置付けとして「総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成」とご回答にあるが、本ガイドラインは、あくまで要綱で定めるのに望ましい標準的な内容を示しているにすぎず、事務処理要綱自体は文部科学省において定めておられる以上、手続きの簡素化に係る具体的な内容については、文部科学省において積極的に検討されるべきものではないかと考える。
地方交付税算定事務における利用者や利用対象情報は法令に基づき明らかであり、利用者である地方団体からの申請を経ずとも把握可能である点を踏まえ、是非とも手続不要化を実現していただきたい。
また、「検討する」とのご回答をいただいたが、その検討の方法及びスケジュールについて、具体的にご教示いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

当該申請における手続き簡略化や負担軽減に向けた運用について文部科学省が立案し、運用の実現に向け、検討している状況である（過去の申請と同様の申出の場合は簡素な文書で代替するといった方法等について検討・調整中）。統計制度を所管する総務省とも協議を行う。なお、具体の事務負担軽減に向けた対応方針について令和7年内に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置（関係者への周知等）を講ずる予定。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	383	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する。

具体的な支障事例

○指定都市教育委員会は、優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したい場合、特別免許状及び臨時免許状(以下「特別免許状等」という。)を授与する権限がないため、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。県教育委員会ではこの申請処理にかかる標準事務時間数を135日としており、申請してから任用まで時間を有するため、優秀な人材を適切なタイミングで任用することが難しくなることが想定される。

○また、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認め、授与申請する際に、県教育委員会における免許状授与の要件に合致しなかった場合は、その者に対して免許状を授与できない場合がある。

○(特別免許状のさらなる活用促進)各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決の手立ての一つとして、構造改革特別区法第19条の規定や自治体間での調整により行うのではなく自治体内でのみ効力を有する教員免許の授与に係る事務の権限移譲を活用することもできる。

○令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の担い手確保に向けた取り組みを加速すべき。」との意見が出されており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となっており、特別免許状の活用促進はその解決の一助となると考える。

○令和6年12月25日には「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」中央教育審議会に諮問が行われた。多様な専門性を有する社会人が教職へ参入しやすくなるような制度として本提案の採択により、多様な専門性の確保、地域に求められる教師人材の確保の手立てとして活用できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○経験豊富で能力のある方を学校が発掘をしてゲストティーチャーとして授業をT2としてお願いしたら、「教員免許のない方が授業するのは不安」という地域の声が上がリ、依頼を断念したことがあった。

○任命権者である指定都市教育委員会が優秀な人材を発掘しても「免許がないから単発のゲストティーチャーとしてでしか関わるできない」という声もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○権限移譲により、教員採用試験において専門性の高いことから人材確保が難しい理科、技術科、情報科、工業科などを担当することができる優秀な人材を確保することができること、将来的に教員不足解消の手立ての一つとして活用することが可能となる。

○様々な経験（海外赴任経験者、起業家、最先端の研究者など）をしたエキスパートも任用することができ、当市が目指すラーニングダイバシティの実現につながる。

○当市で力を入れているキャリア教育の推進においては、各学校園がゲストティチャーを招き実践を行っているが、権限移譲により、特別免許状等を授与し、教員免許を保有することで保護者にもより一層の安心を与えることができる。

○経験豊富で各分野において専門性の高い方に体系的に触れ合うことで子どもの秘めたる可能性を引き出すことにつながり、また、専門性の高い方が教職員集団に加わることで教員も刺激を受け、教員の質の向上にもつながる。

根拠法令等

教育職員免許法第4条及び第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市へ一括委譲する場合、特別免許状及び臨時免許状の授与に係る事務のみならず、教育職員免許法に規定された免許事務である教育職員検定の実施、原簿への登録、失効・取上げ時の官報公告等や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定された免許事務である特定免許状失効者等に対する再授与審査会の実施、特定免許状失効者等の情報のデータベースへの登録等の様々な事務も実施する必要がある。

また、特別免許状については、市町村教育委員会においても、教育上の特別の事情等があり市町村においてその給与等を負担する場合には、構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となる。平成26年に開催された「評価・調査委員会 教育部会（第24回）」では、本特区の認定を受けた複数の認定地方公共団体において、教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なまま授与が行われた事例が確認されたことにより、「全国展開は困難である」との評価がなされたことを踏まえると、指定都市において適切な免許状授与のための事務体制が整備されることが重要である。

そのため、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市へ一括委譲するにあたっては、このことについての全ての指定都市での合意と、上述の教育職員免許法等で定める免許事務の内容も踏まえた適切な免許授与のための事務体制を全ての指定都市で整えることが不可欠であると考えている。

なお、前提として、特別免許状は、学校教育の多様化や活性化を図るため、教員免許を持たない社会人等に対し、教科に関する専門的な知識経験や技能を評価して授与することができる免許状であり、臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、それぞれの制度趣旨は異なる。上述のとおり特別免許状については、構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けることにより授与が可能となるため、仮に20指定都市での合意が得られない場合でも、指定都市として独自に優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したいということであれば、他の指定都市と同様、まずは本特区への申請を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校を設置運営している自治体における喫緊の課題は、教員不足への対応と多様な専門性を有する質の高い教員集団の形成、教員人材の確保である。

中央教育審議会の令和6年12月25日付諮問「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」にもあるとおり、特別免許状の活用促進は人材確保の一助となっている。令和5年度の特別免許状の授与件数は、全国で611件に達し、前年度から約22%増加するなど、制度の活用が急速に進んで

いる。また、臨時免許状の活用は、一定の資質を有する人材の迅速な任用につながっており、令和5年度には9,809件が授与されるなど、教員人材の確保において極めて重要な役割を果たしている。両免許状の活用は、短期的、長期的な課題の解決に効果的であることから、今後も促進されていくことが想定される。

本提案は、指定都市にとって、免許交付に係る時間の短縮や、個別のニーズへの柔軟な対応を見込んだものであり、メリットがあるものと考えている。

なお、本提案は、特別免許状のほか、臨時免許状の交付についても権限移譲を求めているものであり、構造改革特区の認定では、提案の趣旨の実現には不十分。

一括移譲が難しいのであれば、例えば、都道府県との協議により権限を限定して委譲することができる規定とするなど、各自治体のニーズと事務体制の整備状況に応じて柔軟な対応が可能と考える。移譲可能規定の整備についてもあわせて、再検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

10年前の平成26年における「全国展開は困難である」との評価は、全市区町村が実施することを前提とした制度に関するものと認識している。

また、本提案は、都道府県の権限の多くが移譲されている指定都市への権限移譲を求めるものであり、構造改革特区制度を利用して令和5年に特別免許状の授与に係る事務を行っている「指定都市」があることから、免許状授与権限を希望する指定都市において適切な事務体制整備が大きな課題になるかについては、再検討が必要ではないか。

なお、本提案にあつては、教員の担い手確保に向けた取組としても活用できるという視点もあることから、構造改革特区制度で認められていない臨時免許状の授与権限の移譲も重要な検討課題ではないか。

さらに、全ての指定都市への一括移譲という検討も重要ではあるが、各自治体の固有のニーズに応じて優秀な人材を適切なタイミングで任用したいという提案であることを鑑みると、希望する指定都市へ権限移譲が可能となる制度設計も検討されるべきではないか。

各府省からの第2次回答

御指摘のとおり、教師人材の十分な確保や、実社会と結びついた専門的・探究的な学習を実施して行く上では、多様な専門性を有する質の高い人材に教職員集団に加わっていただくことが重要であり、文部科学省としても、特別免許状の積極的な活用を促しているところである。

また、臨時免許状についても、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて迅速に授与することができる必要があると考える。

以上のことも踏まえると、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を都道府県から指定都市に委譲させることは、免許状授与に係る時間の短縮や、指定都市としてのニーズへの柔軟な対応などの一定のメリットが見込めると考えられる。

一方で、一次回答にあるとおり、教員免許は教員となる資格を公証するものであり、法令上、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、この相当免許主義の確実な運用に当たっては、特別免許状及び臨時免許状の授与に係る事務のみならず、教育職員免許法に規定された免許事務である教育職員検定の実施、原簿への登録、失効・取上げ時の官報公告等や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定された免許事務である特定免許状失効者等に対する再授与審査会の実施、特定免許状失効者等の情報のデータベースへの登録等の様々な事務も実施する必要がある。

そのため、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を都道府県から指定都市に委譲するに当たっては、引き続き、上述の教育職員免許法等で定める免許事務の内容も踏まえた適切な免許授与及び管理のための事務体制を、指定都市で整えることが不可欠であると考えている。

また、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を都道府県から指定都市に委譲することを希望しない都道府県や指定都市がいることも想定されることから、一括で委譲することは困難であると考えられる。

以上のことも踏まえ、文部科学省において、都道府県及び指定都市を対象として、特別免許状及び臨時免許状

を授与する権限を都道府県から指定都市に委譲することについてのアンケート調査を実施しているところであり、当該結果も踏まえ、今後どのような制度が考えられるか検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	384	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

高等学校教育において病気療養等に限らずオンデマンド等の「同時かつ双方向ではない」方式による遠隔授業を認めること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校教育における遠隔授業について、現状は「同時かつ双方向」に行うことを原則としており、病気療養中等の生徒に対する授業にのみ「同時かつ双方向であることを要しない」ものとしてオンデマンド型の授業の実施も可能としている。病気療養等に限らず、生徒の多様な選択肢の確保、学習機会の充実のために、教育上有効な場合はオンデマンド型等による「同時かつ双方向ではない」遠隔授業の方法も認めるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

当市では、「学校の枠を越えた学び」の取組を進め、生徒が興味のある授業、自分の将来のために受けてみたい授業等を他校の授業であっても受講し、単位修得につなげることができる環境の構築を目指している。現在、市立高校が14校あり、普通科、工業科、商業科、総合学科、定時制をはじめ、多様な校種・学科となっており、各学校のカリキュラムもそれぞれ特色を活かし独自に組まれている。1日の時限数や1時限あたりの時間も様々であり、遠隔教育のためのネットワーク環境等を整備しても、生徒は自校のカリキュラムとタイミングの合う授業しか選択できないなど、学びの機会を拡大する選択肢が限られてくる。したがって、生徒の学習環境を構築する上で制約になってくる。今後、遠隔教育を拡大しながら、学科やカリキュラムの近い学校間で授業時間の調整を図ることなども検討したいと考えているが、オンデマンド等の同時双方向ではない手法も活用することより、柔軟で生徒のニーズを捉えた施策の検討ができると考えている。また、校長の裁量で単位認定可能な36単位を、同時かつ双方向の遠隔授業ですべて実施することは困難であり、学校や生徒の状況に応じた柔軟な教育の展開の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「同時かつ双方向」に限定されないオンデマンド授業等の活用により、授業時間の異なる高等学校間の連携の幅が広がり、より柔軟かつ個に応じた、学校の枠を越えた学びが可能となり、生徒の学習機会や進路実現のための選択肢が拡大する。

根拠法令等

学校教育法施行規則第 88 条の 3、平成 27 年文部科学省告示第 92 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、岡山県、熊本市

○自校の授業時間にとらわれず学校間連携等により他校や他学科の授業の履修が可能になることで、学習機会の多様化や学校の特色化につながる可能性もある。

各府省からの第 1 次回答

高校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であること、十分なサポート体制を得にくいことも考えられることから、オンデマンド型の授業の更なる対象範囲の適用については慎重な検討が必要である。また、病気療養中等の生徒がメディアを利用して授業を実施する場合でも、同時双方向型の授業が原則であり、オンデマンド型の授業を行う際は、相談体制の整備や学習評価の工夫等の留意事項を踏まえた対応を前提としている中で、広く一般にオンデマンド型の授業を認めることは、生徒の学習の質の確保の点からも慎重な検討が必要である。なお、学校間連携の仕組みを用いて、例えば、他の通信制高校の授業（オンデマンド型の学習を可能とする通信教育）を履修することは可能である。また、支障事例としてあげられている「授業時間が異なること」については、現在弊省において、遠隔授業の実証研究（各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業）に取り組んでいるところであり、課題解決に向けた取組を研究してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

御省において取組されている研究について、どのような方針でどのようなスケジュールで課題解決の検討を考えているか具体的に教示頂きたい。

高校教育において知識・技術の習得のみならず、豊かな人間性を養い、社会の形成者として全人的な発達や成長を保障することは重要と認識しており、令和 3 年の中央教育審議会の答申においても、そうした学校教育の役割を継承していくことが言及されている。一方で、同審議会では、一斉授業か個別授業か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった二項対立の陥せいに陥らず、教育の質の向上のために発達段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていくともされている。従来の対面指導も有効であることは承知しているが、個に応じた学びを重視する現在の状況の中で、生徒が興味・関心のあることを学ぶための選択肢を増やすことが重要であると考えており、オンデマンド授業による単位認定を認めることで、選択肢は大きく広がると考える。

全ての単位をオンデマンドで認めることは対面の利点を生かした人間的成長に係る指導や学習のサポートに支障が出るリスクも考えられる一方で、

① 対面による指導時間も十分確保した上で、オンデマンド履修による単位取得数の上限を設定すること

② オンデマンド授業を行う際にフィードバックや意見交換、レポート等による達成度の確認を行うなど学習の質の担保を取る条件設定をすること

等でご指摘の課題をクリアすることは十分に可能。

なお、現行制度上では、通信制高校の授業を履修することで単位取得を可能とする方法もあるが、通信制高校を有しない自治体もあり、条件を整備するには財政的にも時間的にも多大な負担を要することから現実的ではない。

ICT の活用により、生徒のニーズを捉えた時代に即した柔軟な高等教育の実現のために、真摯に制度変更を検討することを要請する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

貴市も参画している実証研究(各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業)については、令和6年度から3年間実施予定である。

現在、本事業の受託自治体において、遠隔授業を実施するに当たってのカリキュラム編成・調整や効果的な実施方法などについて、実証研究に取り組んでいただいているところである。

また、過去の実証研究(CORE ハイスクール・ネットワーク構想事業)においては、同時双方向型の遠隔授業において、生徒の見取りに関する課題が指摘されており、授業者による適切な見取りが授業の質に大きく寄与していることも明らかになっている。

本研究結果を踏まえると、オンデマンド授業は、遠隔授業と比較して、さらに、生徒一人一人の日々の様子や授業の理解度を確認・判断しづらいことから、授業の質を担保することは容易ではないと考える。

については、まずは各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業の研究結果を踏まえ、支障事例として挙げられている「授業時間が異なること」などについて、課題解決に向けた取組を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	385	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

中学校1、2年の保健体育科における水泳実技指導の必修規定の緩和

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

中学校の保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については、中学校の全学年において学校の事情に応じた選択制とすること。

具体的な支障事例

【現状】

- ①近年の夏季の気温上昇により熱中症のリスクの高まりからプール授業を中止することが増え、指導時間の確保が難しくなっている。
- ②水泳時に肌や体型を人に見せることへの抵抗感など生徒の心情、プライバシーに対する配慮の必要性が高まっている。
- ③当市小・中学校は379校すべてにプールが設置されているが、夏季のみの使用に対して維持管理・補修・更新に要する人的、財政的負担が極めて大きい。

【規定緩和の必要性】

当市では、当市中学生の約6%にあたる3,000人程度の生徒が毎回プール授業を見学していると想定され、運動機会の公平な確保の観点からも対策が必要な状況である。また、全国的に見ても中学校プールの設置率は65%となっており、プールが設置されていない学校のうち相当数が「水泳事故防止に関する心得」のみ履修しているものと思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校の実情に応じて、水泳実技の授業を例えば生徒自らが選択する運動単元に振り替えることにより、運動への意欲喚起、より主体的な学びが期待でき、当市が取り組んでいる子ども中心の学びにつなげることができる。また、学校の実情に応じて水泳実技の廃止も可能となれば、老朽化したプールの維持管理・補修・更新にかかる人的、財政的負担を削減することもできる。

根拠法令等

中学校学習指導要領(平成29年告示)p125、中学校学習指導要領(平成29年告示)解説保健体育編p118

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、知立市、滋賀県、城陽市

○小学校においても同様な課題を抱えている。

○熱中症のリスク、心と体の性認識のギャップに対する配慮の必要性があること、また、プールは夏季のみの使用に対して維持管理・補修・更新に要する人的、財政的な負担が大きい。

○当県においては、市町立の小・中学校のうち、10市町・25校において水泳の授業を校外施設で実施している状況にある。これは、自校プールの老朽化により使用できない、そもそもプール施設が設置されていない、プール維持管理費が高額であるといった理由によるものであり、地域によって学校の状況は大きく異なっている。こうした中、中学校保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については学校の事情に応じた選択制とする制度改正が進められることは、地域の実情に即した柔軟な教育活動を可能とするものであり、大変有意義であると考えている。

○県内の一部自治体において、健康面への配慮、施設の状況などから、令和7年度から中学校のプール授業を中止した事例がある。当該自治体において、学習指導要領に則り、9年間の教育課程の系統性を見据え、独自のプログラムを作成し、発達段階に応じた適切な指導を行うこととしている。

各府省からの第1次回答

国土を海に囲まれ、河川も多い我が国は、過去に水難事故によって多くの子供たちが犠牲となった歴史的経緯があります。このため、子供たちがこうした事故の犠牲者とならぬよう、水の中で運動する経験を通して水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付けることは、水難事故防止の観点からも重要であり、子供たちに発達段階に応じた水泳の実技指導の機会を確保することは必要であると考えています。

一方で、各学校設置者においては、学校プールの老朽化等に伴い、水泳授業の在り方について、学校外の施設の利用も含めた様々な検討や工夫をいただいていることは承知しています。

文部科学省では、学校プールの管理業務の外部委託や、学校プールの集約化・共同利用、公営・民営のプールを活用した事例を集めた事例集等を作成し紹介しているほか、学校施設環境改善交付金において学校プールを新改築する際の経費の一部を補助しているところです。

各学校設置者において、地域の実情も踏まえつつ、子供たちの水泳の学習機会が適切に確保いただけるよう、こうした事例等の更なる周知、活用を図ってまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

水難事故防止の観点の重要性や、学校プール管理業務の外部委託、学校プールの集約化・共同利用、公営・民営のプールを活用した事例集等の紹介、学校施設環境改善交付金の制度の周知・活用については理解している。

しかし、特に学校プールの数が多い市町村であるほど、学校施設環境改善交付金を活用してプールを新改築したとしても、毎年度必要となる維持管理費の負担は非常に大きくなる。また、学校外プールを活用する場合、水泳実技指導のための十分な時間確保だけでなく、プールまでの往復時間を含めた水泳授業前後の時間やプール施設設備の安全性等も考慮しなければならない。学校によっては、近隣に授業に適した学校外プールがない場合や、仮にあったとしても一般利用者等の利用状況に伴う受け入れ可能人数の課題、プール事業者による安定的なプール運営への懸念（廃業）といった課題により、学校外プールを活用した水泳実技指導の実施が難しい場合も考えられる。

子どもたちの発達段階に応じた水泳実技指導の機会は、小学校1年生～6年生の課程で一定の確保はできていることから、中学校の水泳授業では「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、中学校1・2年生の水泳実技を各学校の事情に応じた選択制とするよう、規定の緩和を求める。

また、プールの老朽化や莫大な維持費負担等の問題に市町村が直面する中で、どのような状況が「適切な水泳場を確保」できないことに該当するのが不明確である。そのため、「適切な水泳場を確保」できない場合として、たとえばプールの老朽化や学校周囲に学校外プールがない場合など、具体的な基準や条件等を明示していただければ、各校において水泳実技の実施に対する一定の判断が可能になると考えている。なお、具体的な基準や条件等を明示するにあたっては、地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする改善を行い、地方公共団体に周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

水泳の実技指導は、学習指導要領において「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」と示しており、子供たちの学習機会の確保を前提としつつ、やむを得ない場合には地域の実情に応じた対応が可能となっております。

また、熱中症への対応や、プールの維持管理に関する人的・財政的負担等については、通知による情報提供や注意喚起、学校プールの集約化等の取組事例集の周知、学校施設環境改善交付金による一部経費の補助等を行っております。なお、学校施設環境改善交付金については、令和7年度に制度改正を行い、公営の社会体育施設と学校のプールを複合化・集約化する場合の補助率を1/2に上げたところであり、地域の実情に応じた施設の複合化・集約化についても御検討いただきたいと考えております。

今回御提示いただいた問題意識を踏まえ、今後開催する都道府県等の指導主事が集まる会議等において、水泳の実技指導の考え方や取組事例、学校施設環境改善交付金等について改めて周知を行い、各教育委員会等において理解を深めていただけるよう対応してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	386	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官宛ての届出を廃止し、都道府県又は市等への届出にすること

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

登録記念物の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。
また、同様に登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県、指定都市又は中核市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。

具体的な支障事例

文化財としては上位に位置づけられる史跡名勝天然記念物については、現状変更許可申請のうち、軽微な案件については許可権限が都道府県又は市に与えられており、書類提出前の事前調整期間は必要であるものの、許可申請書の提出後は市教育委員会内での決裁で許可を出すことができるため、1週間かからずに許可を出すことが可能である。
一方で、文化財としては史跡名勝天然記念物の下位に位置づけられている登録記念物については、軽微な案件についても、30日前までに文化庁長官への届出が必要となっている。そのため、登録記念物の場合、仮設フェンスの設置や短期的なイベントのための仮設テント設置など、軽微な現状変更にも関わらず、30日前までに文化庁との内容調整をした上での届出となることから、工事着手までに時間を要するものとなっており、柔軟な対応ができず支障になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

軽微な現状変更届について、事務手続期間の短縮が見込まれ、柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

文化財保護法第64条、第133条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、横浜市、奈良県、高松市、熊本市、沖縄県

○専門職員が在席していないため、軽微等の判断が難しいことからルール(例)を定めていただきたい。
○当市には現在登録記念物は存在しないため、支障事例はないが、将来登録記念物が登録された場合、提案と同様の支障が発生することが見込まれる。

各府省からの第1次回答

登録文化財(建造物)の現状変更では、「軽微なもの」は「維持の措置」に当たるとみられ、現状変更の届出は不要である。文化庁HP掲載「登録有形文化財(建造物)の手引2(登録後の各種届出)」(令和7年2月改訂)では、詳しくイラストを掲載し、「維持の措置」について解説しているので、これを参照いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国指定文化財である史跡名勝天然記念物の場合、国登録文化財である登録有形文化財及び登録記念物の場合ともに、文化財としての本質的な価値の「維持の措置」のための行為は許可・届出ともに不要となっていることは承知している。

「登録有形文化財(建造物)の手引2(登録後の各種届出)」(令和7年2月改訂)を参照するよう回答されたが、そもそも登録有形文化財と登録記念物は異なるものであり、例えば、庭園である登録記念物には当該手引はほぼ参考とならない。登録記念物の場合には、手引なども示されておらず、「維持の措置」の範囲が明確に示されていない。

自治体において個別に登録記念物保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることで「維持の措置」の範囲を明確化して運用している自治体もあると承知しているが、当該計画は登録記念物ごとに作成する必要があり、それなりの手間と時間がかかるものである。そのため、当該計画を作成していない自治体では、「維持の措置」に該当するのか(文化庁長官への届出が不要なのか)の判断が難しく、複数件の登録記念物を有する自治体では業務の効率化を著しく阻害している可能性がある。

したがって、本提案のとおり、30日前までの文化庁長官への届出の義務を廃止し、都道府県又は市への届出となるようにするなど、手続きの簡略化を検討いただきたい。

なお、登録有形文化財(建造物)は、文部省令により、登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合(移築の場合を除く。)とされており、それに基づき手引等にその範囲が示されているが、一方で、建造物以外の登録有形文化財は、き損部分を登録当時の原状に復する場合、き損することが明らかな状況の場合等に限られており、文化庁長官への届出が必要となっていることから、登録記念物と同様に、手続きの簡略化を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

登録有形文化財(建造物)の回答については了承したが、登録記念物についての回答がなされていないため、登録記念物についての権限移譲等についての回答を頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

「登録有形文化財(建造物)の手引2(登録後の各種届出)」(令和7年2月改訂)は、登録有形文化財(建造物)に係る手引であり、建造物ではない登録記念物には参考にできないのではないかと。

※有形文化財:建造物、絵画、彫刻、工芸品など。記念物:貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園など。

提案団体が支障として挙げている登録記念物への仮設フェンスの設置や短期的なイベントのための仮設テント設置といった工作物の設置や小規模建築物の新築等は、届出不要の「維持の措置」に該当するのか。

「維持の措置」に該当し、届出不要であれば、その旨明確に示すべきではないかと。

「維持の措置」に該当しないのであれば、提案団体が求めている権限移譲について検討いただきたい。

建造物以外の登録有形文化財については、「維持の措置」の範囲が、文部省令(※)第17条において、き損部

分を登録当時の原状に復する場合、き損することが明らかな状況の場合等に限られていることから、上記と同様に、手続の簡略化を検討いただきたい。

※登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）

各府省からの第2次回答

登録記念物や登録有形文化財といった、文化財保護法に基づく「登録」の制度は、文化財の所有者が自主的にその保護に取り組むことを期待する制度であって、活用等のために文化財の現状を変更することが許容されている。このため、原則として許可の無い現状変更を認めていない史跡名勝天然記念物等の「指定」の制度とは、現状変更に対する考え方が根本的に異なる。

文化財保護法において「登録」された文化財の現状変更の届出を求めている趣旨は、活用等のために現状変更した結果として、文化財としての価値が大きく損なわれる恐れがある場合に、事前に国が指導・助言を行い、文化財としての価値が損なわれない現状変更のあり方に誘導する余地を確保するためのものであり、支障事例に記載されているように、文化庁と事前の「内容調整」を行うことを求めている制度でもなければ、「仮設フェンスの設置」等のように、価値を損なう結果になることが想定され難い変更が届出されることを期待している制度でもない。

こうした制度の趣旨も踏まえ、登録有形文化財（建造物）においては、建造物の文化財としての価値を有する部分としてその「外観」に着目し、現状変更の範囲がその望見できる外観の1/4以下にとどまるものは、一律に文化財としての価値を損ねることのない「維持の措置」と見做しているが、遺跡や庭園、動植物など、登録する対象が多様な登録記念物については、文化財としての価値を有する部分の在り方も極めて多様であり、一律に、文化財としての価値に大きく影響する場合と、影響しない場合とを区別する目安を示すことが困難であるため、各登録記念物の現状変更の届出が必要な場合については、それぞれの登録時に文化庁と相談して整理しておいたり、判断に迷う場合に都度、文化庁に個別に相談したりする等により要否が判断されているのが実態である。このような運用実態の下、全国の自治体から文化庁になされる1年間の登録記念物の現状変更の届出件数の合計は、14件程度（過去3年平均）に過ぎず、特定の自治体から年間に複数の届出がある例も限られている。こうした中、仮に、本提案のとおり「登録」の文化財の現状変更における「軽微な案件」を新たに定義し、自治体への届出を行う制度とした場合、文化財の価値に影響しないような変更の届出は期待していない制度の趣旨に反して、影響が「軽微」な変更の届出を新たに求めるかたちとなり、かえって自治体を混乱させる恐れがある。また、「軽微な案件」に該当するか否かの判断を自治体で行う必要が生じることになるため、事務負担を増加させる結果となる可能性もあると考える。

したがって、登録制度の趣旨からも、制度の運用実態からも、「軽微な案件」の届出を求めることとするのは適切ではないと考えるが、次年度以降の対応として、全国都道府県の記念物担当者が集まる会議等で、登録記念物制度の趣旨や、届出が不要である場合の考え方、現状変更の届出の要否に迷う場合には文化庁として相談に応じること等を周知することとし、自治体において制度の趣旨に適う運用がなされるようフォローしてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	388	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の要件緩和

提案団体

指定都市市長会、秋田県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の措置に係る、前倒しで任用した産・育休代替教員に関して、産休取得教員の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができているとみなすなど、産・育休取得教員の業務を代替している場合は柔軟な運用を認める。

具体的な支障事例

全国的な教員のなり手不足が進む中、年度途中における産・育休代替教員の確保ができずに教員不足が生じる実態を踏まえて、4月から前倒しで産・育休代替教員を任用・配置できるよう、加配事由である少人数指導やチームティーチング(以下「T・T」という。)等に活用することを前提として、前倒し期間分の加配定数を措置する支援がなされている。しかしながら、当該加配定数は、基本的に複数の教員で指導することが前提のため、例えば、前倒し任用期間中に産休取得予定教員が不在となった場合、加配目的に沿った活用ができず、加配定数を活用したことにできない場合が生じる可能性がある。当市のケースでは、加配事由の適用について、前倒し任用期間の全体を通して少人数指導やT・Tを実施する週平均コマ数を独自に設定して加配事由の適用可否を判断しており、当該基準を満たさなかった場合は、加配目的に沿った活用ができなかったものとみなして、加配定数を使わずに返還している。こうした中で、産休取得予定教員が、出産準備や妊娠悪阻などの体調不良等により、産休開始日より前に休暇を取得して不在となることもあり、そのような場合、代替教員が代わりに学級担任等の業務を担ったとしても、当該期間は少人数指導やT・Tとして活用できていないため、前倒し任用期間全体では独自設定した週平均コマ数を下回ってしまい、加配目的に沿った活用ができなかったものとして判断しているため、十分に活用できていない事例が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

より前倒し任用がしやすくなり、年度途中の教員の未充足が改善されることに加え、出産準備や妊娠悪阻などの体調不良等による産休前の休暇取得がしやすい職場環境が生まれることで、正規教員における産・育休取得に伴う心理的不安を払しょくでき、教員の働き方改革の推進にもつながることが期待される。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条、第15条、女子教職員の出産に

際しての補助教職員の確保に関する法律第3条、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条、第6条、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について（令和4年 11 月1日付文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、大阪府、高知県、沖縄県

—

各府省からの第1次回答

今回提案があった「産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数（以下、産育加配という）」については、公立学校が抱える「教師不足」の改善を図る方策の一環として、令和5年度の加配定数の執行から運用を行っているが、加配定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の関連条項に基づき毎年度の予算の範囲で行うものであり、自ずから法令の趣旨に則った活用が前提とされるものである。

一方、提案自治体は、加配の措置期間中に産休取得予定教員が体調不良などで不在となった場合などにおいて、T・T等の実施が困難となり、加配定数の趣旨を満たせないために活用が出来ない旨を背景等として記載しているが、産育加配については、これまでも自治体から相談があれば、その内容に応じて柔軟な対応が可能となっている。

例えば、産休予定者が体調不良により前倒しで休んだ場合であっても、加配の措置期間全体として、加配の趣旨に沿った活用ができていないと評価できる場合には、そのまま加配措置を継続することや、そのように評価できない場合であっても、他の加配目的に振り替えることで引き続き加配措置を行うなど、個別の状況を踏まえつつ、柔軟な対応を行っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該加配定数は、少人数指導、チームティーチング又は教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に対する特別の指導など、複数の教員で指導することが必要な加配定数のため、特に小学校においては、産休取得予定教員（本務者）の不在時に代わりに学級担任等を担っている場合、上記の活用は困難であり、加配定数について、「法令の趣旨に則った活用が前提」とされている中では、文部科学省から、「加配の措置期間全体として、加配の趣旨に沿った活用ができていないと評価できる場合」について、本制度の趣旨を踏まえた明確な運用解釈を示していただけないと、自治体としては、活用に躊躇しているというのが実態である。

また、これまでも自治体から相談があれば、その内容に応じて柔軟に対応いただいているとのことであるが、本提案事例は、どの自治体でも頻繁に起こり得る事例と考えるため、個別事例での対応ではなく、統一的な見解を示していただきたい。

そのため、例えば、「本務者が不在時においては、本務者の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができていないとみなす」というように、どういった場合が「加配の趣旨に沿った活用が出来ていると評価できる場合」なのか、具体的な運用解釈を通知等により明確にお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

一次提案を踏まえ、令和7年7月10日、14日に都道府県及び市町村教育委員会教育長を対象に開催した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に関する説明会会

議」にて、本提案事例については現行制度でも対応可能である旨、周知を行った。
今後さらに、次年度の教職員定数に係る事務連絡等を通じて、都道府県及び政令指定都市教育委員会の教職員定数担当者へ引き続き周知を図っていきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	395	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

区域外就学等の制度の手続きの簡素化

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

二地域居住促進のための「小学校留学」を実現するために、区域外就学等の制度の手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
学校教育法施行令における区域外就学については、「その保護者は、就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。」ことと規定されている。

【支障事例】
現在、当町ほか全国で40以上の自治体が、保育所の一時預かり制度を利用した「保育園留学」を実施している。子ども又はその兄弟姉妹が就学の年齢に達した場合の受入れが困難な事例が発生している。

【制度改正の必要性】
当町では中長期的な関係人口を構築するとともに、二地域居住の促進のための「小学校留学」を実現すべく令和7年度から取り組みを開始するが、手続きの煩雑さによる利用の抑制、また場合によっては子どもが欠席扱いとなることが懸念される。

【支障の解決策】
そこで手続き簡素化のため、「その保護者が、(中略)就学を承諾する権限を有する者(以下「承諾権限者という。)」の承諾を得た場合は、承諾権限者はその旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。」と読み替えるなど、二地域居住を促進するための区域外就学の一時的利用(具体的期間を定めた二地域居住に限定)に係る特例制度の創設を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町においては保育園留学利用者が高い割合で移住を希望しており、「令和6年度新しい生活様式に沿った二地域居住の推進実証調査」を実施した。二地域居住を含めた対応を一元化し、保育園留学利用者の要望を把握している。

現在は2〜3週間の利用が主であり、そのリピート希望率は95%に達しているほか、さらに長期利用の希望者も多数の状況である。

その反面、小学校就学以降は具体的障壁として、区域外就学における手続きの煩雑さ、受入側の小学校における体制確保の未整備が課題となり、親子ワーケーションや二地域居住の促進が難しい状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育園留学利用者についてはリピート率が高く、持続的な関係人口構築に成功していることから、その対象を小学生まで広げることによりより長期的な関係人口構築に繋がる。その結果として、地域内消費による経済効果のほか、保育園、小学校の建物としてのリソースが活用できることにより、地域内に保育士及び教員を持続的に配置することが可能となる。

根拠法令等

学校教育法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

義務教育については、憲法に規定する教育を受ける権利を保障するため、憲法、教育基本法、学校教育法に基づき、保護者に対して、子を小学校、中学校等に就学させる義務を課している。その上で、これを担保する観点から、学校教育法施行令において、学齢児童生徒の住所地の市町村が、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、入学期日や就学すべき学校等を保護者に通知することや、保護者が就学義務を怠っていると認められる場合には就学の督促を行うこと等を規定している。

このような住所地の市町村及び保護者の義務の履行に影響を及ぼす学校教育法施行令第9条に定める区域外就学の手続きについては、住所地の市町村及び保護者の間で法的関係を明確にすることが必要であり、第三者を介した手続きとした場合には運用上の混乱が生じる恐れがある。このため、ご提案の通り、保護者からの届出を、就学を承諾する権限を有する者からの通知に代えることについては困難である。

なお、区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月）に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和7年3月に各地方公共団体向けに周知したところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案どおりの手続き簡素化が困難な理由として掲げられている「第三者を介した手続きとした場合には運用上の混乱が生じる恐れ」について、住所地及び非住所地いずれの教育委員会についても「第三者」ではなく、教育に関わる当事者であり、保護者と両教育委員会の三者間の連携が確保されていれば、懸念はないもの。

「混乱を生じる恐れがある」との指摘については、保護者からの申し出により区域外就学を希望するものであり法的関係が不明瞭になることはないと考え。特に、「小学校留学」等を目的とした短期間の区域外就学におけるリスクは極めて低く、区域外就学の目的及び期間を限定（お試し移住や親子ワーケーション等を目的とした2週間以内の区域外就学とするなど）した手続きの簡素化を検討いただきたい。

または、短期間（原則2週間）である場合に限って、法令上の「区域外就学」ではなく、自治体で行っている運用上の「体験入学」として取り扱えることを明示願いたい。

当町が実現を目指す「小学校留学」は、関係人口の創出や二地域居住の促進に資する取り組みであるが、利用促進には当町での就学に係る手続きの簡素化が不可欠である。地方創生2.0基本構想においても、二地域居住等の推進や関係人口の量的拡大・質的向上に向けた環境整備等が目指されているところ、自治体が関係人口に係る取り組みを推進しやすい環境を整備していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

区域外就学の手続きについては、別の自治体の公立学校だけでなく、国立や私立の学校に就学する際も利用されるため、保護者、教育委員会関係者にとどまらない仕組みとなっており、子に教育を受けさせる義務を有する保護者による手続により、子の就学義務の確実な履行を担保していることを御理解いただきたい。

また、御提案の「体験入学」については、法令上の定めはなく、文部科学省として認める、認めない、とお答えする立場にはないが、児童生徒が就学しながら二地域居住のニーズや多用な学びの実現に資するものと理解。このような学びの工夫があることについて、文部科学省としても、御提案のような「体験入学」を実施する自治体・学校と居住自治体間・学校の適切な連携による優良事例を収集し周知等していくことを検討したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども・子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について(令和7年4月3日第七次改正成事第169号)」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知)」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるところ、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えているが、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

根拠法令等

児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第2号
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月 30 日文部科学省こども家庭庁通知)
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

各府省からの第 1 次回答

一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。

保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみ配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。

なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業の目的について、「二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」であり、現行の子ども・子育て支援交付金の算定基準についても、現行制度における一時預かり事業の制度趣旨を踏まえた算定基準ということは理解できる。

しかしながら、当町の提案は、「一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」という消極的な事由によるものではなく、現在の少子化の現状及び過疎地域の現状を踏まえ、全国 40 以上の自治体で導入されている「保育園留学」により、過疎地域における保育資源を積極的に活用し、都市部住民とシェアリングするものである。保育園留学の実施により、都市部のご家族に向け新たな保育サービスを提供するとともに、有休資源となっている保育所を活用し過疎地域の保育の持続性及び保育の質的な向上を図ることにより、地方が主体となり子育て環境を充実させることにより、地域経済の活性化と移住・二地域居住の促進を図るものである。

このように、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解は現行制度上の解釈としては妥当ではあるが、二地域居住の推進については、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月 13 日閣議決定）などの国の方針にも謳われていることから、こうした方針も踏まえ、「二地域居住の促進」「若者・女性にも選ばれる地方」を実現するため、新たな方向性で検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一時預かり事業の目的及び子ども・子育て支援交付金の算定基準、また、「保育園留学と通常の一時的預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解へのご理解誠にありがとうございます。

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児を、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となります。

多くの市町村が地域子ども・子育て支援事業として一時預かり事業を実施することで、本事業を必要とする子どもたちや保護者が、いつでも安心して利用できるよう、国としても引き続き交付金措置等に努めて参ります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	398	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

区域外就学制度等の運用改善、又は短期滞在の場合に限定し「体験入学」についても活用可能と明確化すること

提案団体

高島町

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

二地域居住やお試し移住を促進し関係人口増加のために、区域外就学制度申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」を活用可能と明確化することについて検討を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

区域外就学制度は、特別な事情がある場合、保護者の申請に基づき、居住地以外の学校への就学を認める制度であり、自治体ごとに「特別な事情」の定義が異なり、申請手続きも教職員に係る負担が大きい。

【支障事例】

当町では地方への人の流れを創出するため、令和4年より多地域就学(具体例:デュアルスクール)の実施を推進しているが、区域外就学制度による教職員への業務負担を軽減するため、体験入学として受け入れを行っている。当町では、2週間の受け入れを行っているところ。区域外就学制度を利用する場合においては、たった2週間という期間のために、就学に関する書類、学習進度、保護者との連絡など教職員の追加業務が発生し、地方の小規模校では特に複数業務をに抱えるケースが多く、大きな課題となる。この負担を軽減しなければ、教育委員会、学校からの多地域就学の実現への理解は難しくなる。

【支障の解決策】

しかし、地方の学校では人口減少の影響は大きく、出生数は激減し、保育施設から中学校までクラス替えがないという実態があり、学校側からは上に述べた区域外就学制度に係る業務負担がなければ是非生徒を短期的に受け入れたいという声は多い。外部からの多様な背景を持った子供や家族が訪れることで、地域の子供たちの視野が広がり、多様な教育の機会が生まれ、また、教育を起点とした地域活性化、関係人口創出が促進される。

また、将来的には二地域居住や移住につながる可能性が高まると期待される。よって、区域外就学制度の申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」についても利用可能と明確化することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

学校の管理職(校長、教頭)から教職員の働き方改革に取り組む中、教育上価値のある取り組みであっても、2週間という短い受入れ期間のために、区域外就学制度の様々な手続きや調整等を行うことは難しいという意見があった。

一方で、受入れ実施校の校長からは、「とても有意義な機会を子供たちに提供できている。(当町で実施している)体験入学程度の事務量であれば、積極的に受入れを行いたい。不登校や発達特性を持つ子供などで環境を変えてみたい子供も受け入れる体制はある。受入れ期間の全日程出席できなくても、登校するきっかけにな

れば」との意見が出されているところ。柔軟な体験入学制度は二地域居住のみならず、不登校対策や発達障害児対策にも資することにつながる。柔軟な体験入学制度は二地域居住のみならず不登校対策や発達障害児対策にも資することにつながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

教職員の事務負担をかけずに多地域就学が実現されることにより、受入れ校の拡大が見込め、教育を切り口とした、子育て世代の二地域居住の推進
多地域就学希望の家庭受入れ拡大による地域活性化、関係人口の創出
リモートワークや地域就労を通じて、仕事と子育てのバランスを見直す契機となり、豊かな子育て環境の選択に幅が生まれ、家庭のウェルビーイングが向上
教育や地域資源の活用が促進され、学校が地域の活動拠点となる。

根拠法令等

学校教育法施行令第5、8、9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月)に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和7年3月に各地方公共団体向けに周知したところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和7年3月に各地方自治体向けに周知された、教育委員会間の事務負担軽減については承知している。区域外就学制度は、転学により区域外での就学を可能とする制度であるが短期的な転出入を想定しておらず、指導要録の作成(学校教育法施行規則第24条)や教科書の給与(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第1条)、これらに伴う書面のやり取り等の膨大な事務を、デュアルスクール等の短期滞在の事業においても、校務・学級担任に負担させることは非効率であり実態に即していない。
その解決方法として、体験入学を当町では採用し、送出し校と受入れ校で覚書を交わし実施しており、多様な学びの実現、関係人口の創出、強いては、おためし地域留学のようなデュアルスクールを活用することで不登校対策にもつなげていく予定。
地域の住民や小学校の先生方も上記のとおり不登校等の手厚いサポートの必要のある子どもの受入れに対しても前向きであり、社会問題でもある不登校への好事例を作っていくたい。あわせて、関係人口創出という政府目標を達成するためにも、地方が教育を起点とした関係人口創出策をとることが必要であり、柔軟かつ低負担でお試し地域留学のような取組みを可能とする体験入学の活用は必須である。このような点からも、第1次回答で言及されていない体験入学制度について、活用が可能であることの明確化を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

御提案の「体験入学」については、法令上の定めはなく、文部科学省として認める、認めない、とお答えする立場にはないが、児童生徒が就学しながら二地域居住のニーズや多様な学びの実現に資するものと理解。このような学びの工夫があることについて、文部科学省としても、御提案のような「体験入学」を実施する自治体・学校と居住自治体間・学校の適切な連携による優良事例を収集し周知等していくことを検討したい。